

官報

平成十一年十二月十三日

○第百四十六回 参議院會議録第十三号

平成十一年十二月十三日(月曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十四号

平成十一年十二月十三日

午前十時開議

第一 地方交付税法等の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第二 貸金業の規制等に関する法律等の一部を

改正する法律案(衆議院提出)

第三 特定債務等の調整の促進のための特定調

停に関する法律案(衆議院提出)

第四 原子力災害対策特別措置法案(内閣提

出、衆議院送付)

第五 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規

制に関する法律の一部を改正する法律案(内

閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、国家公務員等の任命に関する件

以下 議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、

科学技術会議議員に熊谷信昭君を、

公害健康被害補償不服審査会委員に浅野椿悦君

平成十一年十二月十三日 参議院會議録第十三号

国家公務員等の任命に関する件 地方交付税法等の一部を改正する法律案

及び古市圭治君を、

中央更生保護審査会委員に川原富良君及び櫻井

文夫君を、

公安審査委員会委員に山岸一平君を、

社会保険審査会委員に加茂紀久男君及び塚本宏

君を、

運輸審議会委員に村田恒君を、

電波監理審議会委員に常盤文克君を、

日本放送協会経営委員会委員に櫻井孝順君、尚

弘子君、中村桂子君及び堀部政男君を、

また、労働保険審査会委員に加藤輝雄君及び田

村敦子君を

任命することについて、本院の同意を求めてまい

りました。

これより採決をいたします。

まず、科学技術会議議員、公害健康被害補償不

服審査会委員、中央更生保護審査会委員、社会保

険審査会委員、日本放送協会経営委員会委員のう

ち尚弘子君、中村桂子君及び堀部政男君並びに労

働保険審査会委員のうち田村敦子君の任命につい

て採決をいたします。

内閣申し出のとおり同意することの賛否につい

て、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたし

ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしま

投票総数 二百四十一
賛成 二百四十一
反対 〇

よって、全会一致をもって同意することに決し
ました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 次に、公安審査委員会委

員、運輸審議会委員、電波監理審議会委員、日本

放送協会経営委員会委員のうち櫻井孝順君並びに

労働保険審査会委員のうち加藤輝雄君の任命につ

いて採決をいたします。

内閣申し出のとおり同意することの賛否につい

て、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたし

ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしま

す。

投票総数 二百四十一
賛成 二百四十一
反対 〇

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 地方交付税法等

の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

を議題といたします。

まず、委員長(報告)を求めます。地方行政・警

察委員長和田洋子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔和田洋子君登壇、拍手〕

○和田洋子君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、地方行政・警察委員会における審

査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、今回の補正予算において法人税等

の減収に伴い地方交付税が四千三百八十六億六千

五百万円減少することから、当初予算に計上され

た地方交付税の総額を確保するため、交付税特別

会計借入金金を四千三百八十六億六千五百万円増額

しようとするものであります。

委員会における質疑の内容は後刻会議録によっ

て御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本

共産党を代表して宮本岳志委員より反対の意見が

述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数を

もって原案どおり可決すべきものと決定いたしま

した。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしま

す。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願

います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたし

ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしま

す。

投票総数 二百四十二
賛成 二百四十九
反対 九十三

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

平成十一年十二月十三日 参議院会議録第十三号

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律案 原 二

二

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政・金融委員長平田健二君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔平田健二君登壇、拍手〕

○平田健二君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における貸金業の業務の運営の実情にかんがみ、資金需要者及び保証人の利益の保護を図るため、保証契約締結前及び債務者の追加貸し付けの際の保証人に対する書面の交付義務についての規定を整備するほか、取り立て行為の規制の強化及び所要の罰則の強化を行い、あわせて、業として金銭の貸し付けを行う者が貸し付けを行う場合の上限金利を引き下げようとするものであります。

委員会におきましては、発議者を代表して衆議院議員相沢英之君より趣旨説明を聴取した後、出資法上限金利引き下げによる貸金業全体への影響、グレーゾーン存続の理由、根保証契約における保証人保護の実効性、過剰貸し付けの防止策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して笠井亮委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百四十一

賛成

二百四十七

反対

二十四

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第三 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長風間昶君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔風間昶君登壇、拍手〕

○議長(斎藤十朗君) ただいま議題となりました特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、支払い不能に陥るおそれのある債務者等の経済的再生に資するため、民事調停法の特例として特定調停の手続を定め、このような債

務者が負っている金銭債務に関する利害関係の調整を促進しようとするものであります。

委員会におきましては、特定調停手続の必要性、文書提出命令の趣旨とその範囲、債権放棄に対する税務上の処理、事件処理のための司法的人的・物的充実の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百四十三

賛成

二百四十三

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第四 原子力災害対策特別措置法案

日程第五 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済・産業委員長成瀬守重君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔成瀬守重君登壇、拍手〕

○成瀬守重君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済・産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、原子力災害対策特別措置法案は、原子力災害対策の抜本的な強化を図るため、原子力事業者に防災業務計画の作成等を義務づけるとともに、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言及びこれに伴う災害対策本部の設置等の特別な措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、国の原子力防災専門官の業務に地方公共団体が行う情報収集及び応急措置に関する助言を加える修正が行われております。

次に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案は、保安対策の強化を図るため、核燃料加工施設の定期検査制度、原子力事業者の法違反に対する従業者の主務大臣への申告制度等を新設しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人からの意見を聴取するとともに、原子力災害時における関係機関の連携強化の方策、被曝者に対する健康管理対策、原子力安全委員会のある方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わりましたところ、原子炉等規制法改正案に対し、日本共産党の西山委員より原子力安全委員会等のある方について検討を加えること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、採決に入り、原子力災害対策特別措置法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきも

のと決定し、原子炉等規制法改正案については、修正案は賛成少数をもって否決され、原案どおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対して七項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十九

賛成

二百三十九

反対

〇

よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) これにて休憩いたします。

午前十時二十分休憩

〔休憩後開議に至らなかった〕

出席者は左のとおり。

議長	斎藤 十朗君
副議長	菅野 久光君
議員	鶴保 庸介君
	渡辺 孝男君
	入澤 肇君
	魚住裕一郎君
	中島 啓雄君
	福本 潤一君

山本 保君	山崎 力君	沢 たまき君	加藤 修一君	水野 誠一君	月原 茂晴君	松 あきら君	海野 義孝君	奥村 展三君	平野 貞夫君	但馬 久美君	荒木 清寛君	松岡満壽男君	田村 秀昭君	風間 昶君	森本 晃司君	椎名 素夫君	渡辺 秀央君	扇 千景君	統 訓弘君	鶴岡 洋君	世耕 弘成君	山下 善彦君	依田 智治君	森下 博之君	仲道 俊哉君	斉藤 滋宣君	水島 裕君	大野つや子君	常田 享詳君	田浦 直君	岩永 浩美君	三浦 一水君	武見 敬三君	山崎 正昭君	南野知恵子君		
森山 裕君	阿曾田 清君	大森 礼子君	末広まきこ君	高橋 令則君	高野 博師君	益田 洋介君	長谷川道郎君	菅川 健二君	戸田 邦司君	弘友 和夫君	山下 栄一君	堂本 暁子君	泉 信也君	日笠 勝之君	木庭健太郎君	田名部匡省君	星野 明市君	浜四津敏子君	浜田卓二郎君	白浜 一良君	脇 雅史君	山内 俊夫君	森田 次夫君	日出 英輔君	中川 義雄君	国井 正幸君	岩瀬 良三君	市川 一朗君	鈴木 正孝君	保坂 三蔵君	田村 公平君	阿部 正俊君	矢野 哲朗君	河本 英典君	谷川 秀善君		
加藤 紀文君	服部三男雄君	岡 利定君	須藤良太郎君	鴻池 祥肇君	若林 正俊君	陣内 孝雄君	清水嘉与子君	野沢 太三君	吉川 芳男君	鈴木 政二君	林 芳正君	長峯 基君	佐藤 昭郎君	岸 宏一君	亀井 郁夫君	馳 浩君	有馬 朗人君	加納 時男君	龜谷 博昭君	平田 耕一君	中原 爽君	釜本 邦茂君	吉村剛太郎君	小山 孝雄君	塩崎 恭久君	海老原義彦君	尾辻 秀久君	大島 慶久君	成瀬 守重君	石渡 清元君	倉田 寛之君	真鍋 賢二君	井上 裕君	中村 敦夫君	木俣 佳文君		
上野 公成君	佐藤 泰三君	松谷蒼一郎君	久世 公堯君	西田 吉宏君	田中 直紀君	中曾根弘文君	青木 幹雄君	井上 吉夫君	岡野 裕君	金田 勝年君	山本 一太君	佐々木知子君	久野 恒一君	木村 仁君	景山俊太郎君	阿南 一成君	岩城 光英君	溝手 顕正君	北岡 秀二君	橋本 聖子君	中島 眞人君	野間 赳君	松村 龍二君	太田 豊秋君	岩井 國臣君	片山虎之助君	鹿熊 安正君	狩野 安君	鎌田 要人君	村上 正邦君	竹山 裕君	石井 道子君	岩崎 純三君	羽田雄一郎君	浅尾慶一郎君		
松田 岩夫君	櫻井 充君	佐藤 雄平君	谷林 正昭君	藤井 俊男君	本田 良一君	齋藤 勲君	朝日 俊弘君	前川 忠夫君	小山 峰男君	直嶋 正行君	円 より子君	今井 澄君	川橋 幸子君	篠瀬 進君	今泉 昭君	足立 良平君	千葉 晏子君	江田 五月君	北澤 俊美君	本岡 昭次君	吉田 之久君	内藤 正光君	小池 晃君	福島 瑞穂君	島袋 宗康君	小泉 親司君	松崎 俊久君	八田ひろ子君	大脇 雅子君	小林 元君	大沢 辰美君	阿部 幸代君	谷本 巍君	長谷川 清君	岩佐 恵美君	西山登紀子君	三重野栄子君
福山 哲郎君	郡司 彰君	海野 徹君	小川 敏夫君	高嶋 良光君	小川 勝也君	平田 健二君	和田 洋子君	伊藤 基隆君	江本 孟紀君	石田 美栄君	堀 利和君	峰崎 直樹君	岡崎トミ子君	佐藤 泰介君	奥石 東君	笹野 貞子君	山下八洲夫君	葉科 満治君	角田 義一君	寺崎 昭久君	竹村 泰子君	西川きよし君	宮本 岳志君	小宮山洋子君	畑野 君枝君	照屋 寛徳君	石井 一二君	富樫 練三君	日下部清代子君	佐藤 道夫君	井上 美代君	須藤美也子君	清水 澄子君	柳田 稔君	林 紀子君	緒方 靖夫君	広中和歌子君

勝木 健司君 池田 幹幸君
笠井 亮君 吉川 春子君
山下 芳生君 大淵 綱子君
久保 貞雄君 松前 達郎君
市田 忠義君 吉岡 吉典君
橋本 敦君 筆坂 秀世君
田 英夫君 立木 洋君
梶原 敬義君 山本 正和君

國務大臣
法務大臣 白井日出男君
大蔵大臣 宮澤 喜一君
自治大臣 保利 耕輔君
國務大臣 中曾根弘文君
科学技術庁長官

政務次官
厚生政務次官 大野由利子君
運輸政務次官 鈴木 政二君
郵政政務次官 小坂 憲次君
労働政務次官 長勢 甚遠君
環境政務次官 柳本 卓治君

議長の報告事項
去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員

辞任 森田 次夫君 補欠 青木 幹雄君
辞任 中曾根弘文君 補欠 龜井 郁夫君
吉川 芳男君 久野 恒一君
地方行政・警察委員
辞任 青木 幹雄君 補欠 森田 次夫君
井上 吉夫君 岸 宏一君

外交・防衛委員
市田 忠義君 荒木 清寛君
宮本 岳志君
辞任 荒木 清寛君
荒木 清寛君 白浜 一良君

財政・金融委員
八田ひろ子君 補欠 白浜 一良君
八田ひろ子君 笠井 亮君
三野野栄子君
文教・科学委員
梶原 敬義君 補欠 中曾根弘文君
山下 芳生君

国民福祉委員
久野 恒一君 補欠 吉川 芳男君
三野野栄子君 梶原 敬義君
国民福祉委員 山下 芳生君

労働・社会政策委員
笠井 亮君 補欠 八田ひろ子君
笠井 亮君 井上 吉夫君
小林 元君

農林水産委員
岸 宏一君 補欠 井上 吉夫君
今泉 昭君 小林 元君
経済・産業委員
真鍋 賢二君 補欠 山内 俊夫君
小林 元君 今泉 昭君
内藤 正光君 薬科 満治君
山下 芳生君 畑野 君枝君

交通・情報通信委員
山内 俊夫君 補欠 真鍋 賢二君
薬科 満治君 内藤 正光君
宮本 岳志君 市田 忠義君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行財政改革・税制等に関する特別委員
辞任 益田 洋介君 補欠 海野 義孝君
林 紀子君 須藤美也子君
中小企業対策特別委員
池田 幹幸君 補欠 宮本 岳志君
西川きよし君 石井 一二君

同日議員から次の議案が提出された。
消費者契約法案(千葉景子君外一名発議)(参第六号)
民法の一部を改正する法律案(千葉景子君外九名発議)(参第七号)
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
電気通信回線による登記情報の提供に関する法律案(第百四十五回国会開法第五九号、衆議院継続審査)
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
租税特別措置法の一部を改正する法律案(大島章宏君外三名提出)(衆第一五号)
同日議長は、次の衆議院提出案を国土・環境委員会に付託した。
動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一二二号)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
国と民間企業との間の人事交流に関する法律案(第百四十五回国会開法第一二三号)
総務委員会に付託
国民年金法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会開法第一一八号)
年金資金運用基金法案(第百四十五回国会開法第一一九号)
年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案(第百四十五回国会開法第一二〇号)
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会開法第一二四号)
国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会開法第一二二号)
私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会開法第一二三号)
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会開法第一二三号)
同日委員長から次の報告書が提出された。
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第七四号)審査報告書
貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆第一〇号)審査報告書
特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律案(衆第五号)審査報告書
原子力災害対策特別措置法案(閣法第七〇号)審査報告書
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七一号)審査報告書
同日議員から次の質問主意書が提出された。
政治資金規正法に関する質問主意書(櫻井充君提出)
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員海野義孝君提出我が国の持続可能な森林経営実現に関する質問に対する答弁書
参議院議員中村敦夫君提出全国自治体ゴミ焼却炉発注をめぐる独占禁止法違反に関する質問に対する答弁書
参議院議員山下八洲大君提出国土調査法に基づく地籍調査において新たに土地の表示の登記をすべき土地を発見した際の当該土地の所有者の認定方法に関する質問に対する答弁書
同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員櫻井充君提出特別療養環境室の料金を請求に関する質問(答弁することができず)期限 平成十二年一月三十一日

同日内閣から、左記の者を科学技術会議議員に任命したので、科学技術会議設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(十二月二十四日任期満了による再任)

熊谷 信昭

同日内閣から、左記の者を公害健康被害補償不服審査委員会に任命したので、公害健康被害の補償等に関する法律第十三条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月二十四日任期満了の加藤陸奥の後任)

浅野 橋悦

(同日任期満了の山文郎の後任)

古市 圭治

同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査委員会に任命したので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月二十四日任期満了の田本勇の後任)

川原 富良

(同日任期満了による再任)

櫻井 文夫

同日内閣から、左記の者を公安審査委員会委員に任命したので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十月五日任期満了の鮫島敬治の後任)

山岸 一平

同日内閣から、左記の者を社会保険審査委員会に任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したので、運輸省設置法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月二十四日任期満了による再任)

加茂紀久男

(同日任期満了による再任)

塚本 宏

同日内閣から、左記の者を電波監理審議会委員に任命したので、電波法第九十九条の三第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月二十四日任期満了による再任)

村田 恒

同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したので、放送法第十八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月十八日任期満了による再任)

常盤 文克

同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したので、放送法第十八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月二十一日任期満了による再任)

櫻井 孝頼

(同日任期満了による再任)

尚 弘子

(同日任期満了による再任)

中村 桂子

(同日任期満了の加藤秀俊の後任)

堀部 政男

同日内閣から、左記の者を労働保険審査委員会委員に任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(十二月二十四日任期満了の川西利興の後任)

加藤 輝雄

同日内閣から、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告を受領した。

審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成十一年十二月十日

地方行政・警察委員長 和田 洋子
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成十一年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額する等の改正を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案の施行のため、別に費用を要しない。

なお、平成十一年度一般会計補正予算(第二号)において、法人税等の減収により地方交付税交付金を四千三百八十六億六千五百円減額するとともに、同年度特別会計補正予算(第二号)において、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金金を四千三百八十六億六千五百円増額することとしている。

地方交付税法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三條により送付する。
平成十一年十二月七日
衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第六号中「六兆八千四百六十九億八千五百万円」を「七兆六千六百三十三億七千五百万円」に改め、同条第八号中「二兆九千九百九十八億二千五百八十二万九千円」を「二兆九千九百九十一億五千八百三十二万九千円」に改める。

附則第四条の二第四項の表中「四千九百七十七億円」を「五千五百五十五億円」に、「五千四百九十五億円」を「五千六百四十六億円」に、「六千五百五十二億円」を「六千三百三十九億円」に、「六千七百六十六億円」を「六千九百四十九億円」に、「七千四百五十億円」を「七千六百五十一億円」に、「八千八百八十二億五千万円」を「八千四百四億五千万円」に、「七千三百四十六億円」を「七千五百九十億円」に、「六千四百九十五億円」を「六千七百六十三億円」に、「七千四百四十四億円」を「七千四百三十九億円」に、「七千八百五十九億三千五百万円」を「八千八百八十三億六千七百五十万円」に改める。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)
第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
附則第五条第一項の表以外の部分中「二十九兆六千五百三十三億三千八百九十九万円」を「三十兆四百三十六億九千五百八十二万九千円」に改め、同項の表を次のように改める。

附則第五条第一項の表以外の部分中「二十九兆六千五百三十三億三千八百九十九万円」を「三十兆四百三十六億九千五百八十二万九千円」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控		除		そ の 他 の も の
	地方交付税法附則第四条第六号の額に 相当する借入金限度額に係るもの	地方交付税法附則第四条第七号の額に 相当する借入金限度額に係るもの			
平成十三年度	五千五百五十五億円	四百七十六億円			一兆二百四十二億八千二百八十二万九千円
平成十四年度	五千六百四十六億円	五百二十三億円			五千七百四十八億円
平成十五年度	六千三百十九億円	五百七十六億円			七千七百五十七億円
平成十六年度	六千九百四十九億円	六百三十三億円			九千八百六十九億円
平成十七年度	七千六百五十一億円	六百九十七億円			一兆三千九百八十九億円
平成十八年度	八千四百四十五千万円	七百六十六億円			一兆五千八百六十億円
平成十九年度	七千五百九十億円	八百四十三億円			一兆七千四百四十億円
平成二十年度	六千七百六十三億円	九百二十七億円			一兆九千七百七十七億円
平成二十一年度	七千四百三十九億円	千二十億円			二兆千八百三十三億六千万円
平成二十二年度	八千八百八十三億六千七百五十万円	千二百一十一億二千円			一兆九千四百八十八億四千円
平成二十三年度	四百二十九億円				一兆五千四百七十億五千万円
平成二十四年度	二百三十四億円				一兆三千二百五十億円
平成二十五年度					一兆二千三百九十四億六千五百万円
平成二十六年度					一兆五十九億二百五十万円
平成二十七年					二千八百四十六億三千八百万円
平成二十八年					千七百八十四億円
平成二十九年					千八百六十五億円
平成三十年					千九百四十八億円
平成三十一年					二千三百七十七億円
平成三十二年					二千二百二十七億円
平成三十三年					二千二百二十二億円
平成三十四年					二千三百二十三億円
平成三十五年					二千四百二十八億円
平成三十六年					三千七百三十七億円
平成三十七年					三千九百五億円

附則第七條第二号の表中「四千九百十七億円」を「五千五百五十五億円」に、「五千四百九十五億円」を「五千六百四十六億円」に、「六千五百五十二億円」を「六千三百十九億円」に、「六千七百六十六億円」を「六千九百四十九億円」に、「七千四百五十億円」を「七千六百五十一億円」に、「八千四百十二億五千万円」を「八千四百四億五千万円」に、「七千三百四十六億円」を「七千五百九十億円」に、

円に、「六千四百九十五億円」を「六千七百六十三億円」に、「七千四百四十四億円」を「七千四百三十九億円」に、「七千八百五十九億三千五百万円」を「八千八百八十三億六千七百五十万円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成十一年十二月十日

財政・金融委員長 平田 健二
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における貸金業の業務の運営の実状にかんがみ、資金需要者及び保証人の利益の保護を図るため、保証契約締結前及び債務者への追加貸付けの際の保証人に対する書面の交付義務についての規定を整備するほか、取立て行為の規制の強化及び所要の罰則の強化を行い、併せて、業として金銭の貸付けを行う者

が貸付けを行う場合の上限金利を引き下げる等
所要の改正を行うものであり、おおむね妥当な
措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきで
ある。

一 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに
関する法律における上限金利については、資金
需要者の保護等に配慮しつつ、資金需給の動向
等を総合的に勘案して、グレートゾーンの是非を
含め、検討を加えるものとする。

一 いわゆる商工ローン問題の背景にある中小企
業への円滑な資金供給確保の必要性等の観点を
踏まえ、我が国の金融の在り方を総合的な見地
から更に真剣に検討し、早急に対応すること。
右決議する。

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正
する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十一年十二月九日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改
正する法律

(貸金業の規制等に関する法律の一部改正)

第一条 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十
八年法律第三十二号)の一部を次のように改正
する。

目次中「第二十四条」を「第二十四条の五」に改
める。

第十四条第一号中「利率」の下に「利息及びみ
なし利息(礼金、割引金、手数料、調査料、そ

の他何らの名義をもつてするを問はず、金銭の
貸付けに關し債権者の受ける元本以外の金銭
(契約の締結及び債務の弁済の費用を除く)を
いう。以下この号において同じ。)の総額(一年
分に満たない利息及びみなし利息を元本に組み
入れる契約がある場合にあっては、当該契約に
基づき元本に組み入れられた金銭を含む)を総
理府令・大蔵省令で定める方法によつて算出
した元本の額で除して得た年率(当該年率に小数
点以下三位未満の端数があるときは、これを切
り捨てるものとする。)を百分率で表示するもの
をいう。以下同じ。)を加える。

第十七条第二項中「前項各号に掲げる事項を
記載した書面及び」を削り、「事項で」の下に「前
項各号に掲げる事項その他の」を加え、同項を
同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を
加える。

2 貸金業者は、貸付けに係る契約について保
証契約を締結しようとするときは、当該保証
契約を締結するまでに、総理府令・大蔵省令
で定めるところにより、次に掲げる事項を明
らかにし、当該保証契約の内容を説明する書
面を当該保証人となろうとする者に交付しな
ければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 保証期間

三 保証金額

四 保証の範囲に関する事項で総理府令・大
蔵省令で定めるもの

五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を
負担するときは、その旨

六 前各号に掲げるもののほか、総理府令・
大蔵省令で定める事項

第十七条に次の一項を加える。

4 貸金業者は、貸付けに係る契約について保
証契約を締結したときは、遅滞なく、総理府
令・大蔵省令で定めるところにより、第一項
各号に掲げる事項について当該貸付けに係る

契約の内容を明らかにする書面を当該保証人
に交付しなければならない。貸金業者が、貸
付けに係る契約で保証契約に係るものを締結
したときにおいても同様とする。

第二十四条第二項中「額」と、同条第二項中
の下に「貸付けに係る契約」とあるのは、当該議
りを受けた債権」と、同項第一号中「貸金業者」と
あるのは「債権を譲り受けた者及び当該債権に
係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と
、同条第三項中「を、前項各号」と、の下に
「同条第四項中「貸付けに係る契約について保証
契約を締結したとき」とあるのは、当該譲り受け
た債権について保証契約が締結されているとき
又は新たに保証契約を締結したとき」と、「第一
項各号」とあるのは「第二十四条第二項の規定に
より読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付
けに係る契約」とあるのは、当該譲り受けた債
権」とを加え、「貸付けの金額」とあるのは
「貸付けの金額及び譲り受けた債権の額」と、
「貸付けの金額」とあるのは「貸付けの金額又は
譲り受けた債権の額」と、同項第三号中「貸付け
の金額」とあるのは、譲り受けた債権の額及び貸
付けの金額に改め、同条第三項中「取立て制
限者」とをこの項において「取立て制限者」に改
め、同条に次の一項を加える。

4 貸金業者は、政令で定める密接な関係を有
する者に貸付けの契約に基づく債権の債権譲
渡等をしたときは、その相手方が当該債権の
取立てに当たり第二十一条第一項(第二項に
おいて準用する場合を含む。)の規定に違反
し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関す
る法律の罪を犯さないように、相当の注意を
払わなければならない。

第三章中第二十四条の次に次の四条を加え
る。

(保証等に係る求償権等の行使の規制)
第二十四条の二 貸金業者は、業として保証を
行う者(以下「保証業者」という。)と貸付けに

係る契約について保証契約を締結するに当た
つては、その保証業者に對し、その保証業者
が当該保証契約に關してする行為について第
十七條、第十八條、第二十条から第二十二條
まで、第二十四条の四第一項及び第四十二條
の規定(低当証券法第一條第一項に規定する
低当証券に記載された債権については第十七
條の規定を除き、これらの規定に係る罰則を
含む。)の適用がある旨を、総理府令・大蔵省
令で定める方法により、通知しなければなら
ない。

2 第十七條、第十八條、第二十条から第二十
二條まで及び第四十二條の規定(低当証券法
第一條第一項に規定する低当証券に記載され
た債権については、第十七條の規定を除く)は、
保証業者が貸金業者との間でその貸付け
に係る契約についてした保証に基づく求償
権、当該貸金業者の当該貸付けに係る契約若
しくはその保証契約に基づく債務の弁済に係
る求償権若しくは当該弁済による代位に係る
債権又はこれらの保証債権(以下「保証等に係
る求償権等」という。)を取得した場合におけ
る当該保証等に係る求償権等を取扱した保証
業者について準用する。この場合において、
第十七條、第十八條第一項、第二十条及び第
二十二條中「貸金業者」とあるのは「保証等
に係る求償権等を取扱した保証業者」と、
第十七條第一項中「貸付けに係る契約を締結
したとき」とあるのは「当該保証等に係る求償
権等を取扱したとき」と、「その契約」とある
のは「当該保証等に係る求償権等」と、「その
相手方」とあるのは「当該保証等に係る求償権
等に係る貸付けに係る契約の債務者」と、同
項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証業者
及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付け
に係る契約を締結した貸金業者」と、同項第
二号中「契約年月日」とあるのは「保証等に係
る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係

る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第二項中「貸付けに係る求償権等に係る」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同条第三項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されたとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「前項各号」とあるのは「第二十四条の二第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、同条第四項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されたとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「第一項各号」とあるのは「第二十四条の二第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、第十八条第一項中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約を締結した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「当該保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十条中「貸付けの契約について」とあり、及び「当該貸付けの契約に基づく」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る」と

と、「当該貸付けの契約における貸付けの金額、貸付けの利率」とあるのは「当該保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十一条中「貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「保証等に係る求償権等を取付した保証業者又は当該保証等に係る求償権等」と、「貸金業者その他の者」とあるのは「当該保証業者その他の者」と、「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、同条第二項中「貸金業者の商号」とあるのは「当該保証業者の商号」と、第二十一条中「貸付けの契約に基づく債権」とあり、及び「当該債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、第四十二条第一項及び第二項中「金融再生委員会又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は、当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所を有するもの）と読み替えるものとする。」

3 貸金業者は、保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合において、その保証業者が保証等に係る求償権等の取立てに当たり前項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれ明らかである者（以下この項において「取立て制限者」という。）であることを知り、若しくは知ることができるとき、又は当該保証契約の締結の後取立て制限者が当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知り、若しくは知ることができるときは、当該保証契約の締結をしてはならない。

4 貸金業者は、政令で定める密接な関係を有する保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、その保証業者が保証等に係る求償権等の取立てに当たり第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯さないように、相当の注意を払わなければならない。

（受託弁済に係る求償権等の行使の規制）

第二十四条の三 貸金業者は、貸金業者の貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託するに当たっては、前条第一項の規定の適用がある場合を除き、その者に對し、その者が当該弁済に關してする行為について第十七条、第十八条、第二十条から第二十二條まで、第二十四条の五第一項及び第四十二條の規定（抵当証券法第一條第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十七條の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、総理府令・大藏省令で定める方法により、通知しなければならない。

2 第十七條、第十八條、第二十条から第二十二條まで及び第四十二條の規定（抵当証券法第一條第一項に規定する抵当証券に記載された債権については、第十七條の規定を除く。）は、貸金業者の委託を受けて当該貸金業者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が当該債務の弁済に係る求償権若しくは当該弁済による代位に係る債権又はこれらの保証債権（以下「受託弁済に係る求償権等」という。）を取得した場合における当該弁済をした者（当該貸付けの契約に係る保証等に係る求償権等を取付した保証業者を除く。以下「受託弁済者」という。）について準用する。この場合において、第十七條、第十八條第一項、第二十条及び第二十二條中「貸金業者」とあるのは「受託弁済者」と、第十七條第一項中「貸付けに係る契約を締結したとき」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を取付したとき」と

と、「その契約」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、「その相手方」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第二項中「貸付けに係る契約について」とあり、及び「当該貸付けの契約に基づく」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る」と

三号中「貸付けの金額」とあるのは「当該受託
 弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に
 係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付
 けの金額」と、第二十条中「貸付けの契約につ
 いて」とあるのは「受託弁済に係る求償権等
 に係る」と、「当該貸付けの契約に基づく」と
 あるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係
 る」と、「当該貸付けの契約における貸付けの
 金額、貸付けの利率」とあるのは「当該受託弁
 済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係
 る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付け
 の金額」と、第二十一条中「貸金業者又は貸金
 業者の貸付けの契約に基づく債権」とあるのは
 「受託弁済者又は当該受託弁済者が取得し
 た受託弁済に係る求償権等」と、「貸金業者そ
 の他の者」とあるのは「当該受託弁済者その他
 の者」と、「貸付けの契約に基づく債権」と
 あるのは、「当該受託弁済に係る求償権等」と
 と、同条第二項中「貸金業者の商号」とあるのは
 「当該受託弁済者の商号」と、第二十二條中
 「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「受
 託弁済に係る求償権等」と、「当該債権」とあ
 るのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、第
 四十二条第一項及び第二項中「金融再生委員
 会又は都道府県知事は、その登録を受けた貸
 金業者」とあるのは「都道府県知事は、受託弁
 済者で当該都道府県の区域内に営業所又は事
 務所(営業所又は事務所を有しない者にあつて
 は、住所又は居所を有するもの」と読み替
 えるものとする。

3 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債務の
 弁済を他人に委託しようとする場合におい
 て、その相手方が受託弁済に係る求償権等の
 取立てに当たり前項において準用する第二十
 一条第一項の規定に違反し、若しくは刑法若
 しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯
 すおそれが明らかである者(以下この項にお
 いて「取立て制限者」という。)であることを知
 り、若しくは知ることができるとき、又は当
 該弁済の後取立て制限者が当該受託弁済に係
 る求償権等の債権譲渡等を受けることを知
 り、若しくは知ることができるときは、当該
 弁済の委託をしてはならない。

4 貸金業者は、政令で定める密接な関係を有
 する者に貸付けの契約に基づく債務の弁済を
 委託したときは、その者が受託弁済に係る求
 償権等の取立てに当たり第二項において準用
 する第二十一条第一項の規定に違反し、又は
 刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の
 罪を犯さないように、相当の注意を払わなけ
 ればならない。

(保証等に係る求償権等の譲渡の規制)

第二十四条の四 保証業者は、保証等に係る求
 償権等を他人に譲渡するに当たっては、その
 者に對し、当該保証等に係る求償権等が貸金
 業者の貸付けに係る契約に係る保証により発
 生したことその他の総理府令・大蔵省令で定
 める事項並びにその者が当該保証等に係る求
 償権等に関する行為について第十七条、第
 十八条、第二十条から第二十二條まで、第
 四十二条及びこの項の規定(抵当証券法第一
 条第一項に規定する抵当証券に記載された債
 権については第十七条の規定を除き、これら
 の規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨
 を、総理府令・大蔵省令で定める方法によ
 り、通知しなければならない。

2 第十七条、第十八條、第二十条から第二十
 二條まで、第四十二条及び前項の規定(抵当
 証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記
 載された債権については、第十七条の規定を
 除く)は、保証等に係る求償権等の譲渡があ
 った場合における当該保証等に係る求償権を
 譲り受けた者について準用する。この場合に
 おいて、第十七条、第十八條第一項、第二十
 条及び第二十二條中「貸金業者」とあるのは
 「保証等に係る求償権等を譲り受けた者は」

と、第十七条第一項中「貸付けに係る契約を
 締結したとき」とあるのは「当該保証等に係
 る求償権等を譲り受けたとき」と、「その契約
 」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と
 「その相手方」とあるのは「当該保証等に係
 る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者
 」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保
 証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保
 証等に係る求償権等取得した保証業者及び
 当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係
 る契約を締結した貸金業者」と、同項第二号
 中「契約年月日」とあるのは「保証等に係る求
 償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償
 権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償
 権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」
 と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは
 「保証等に係る求償権等の額及び当該保証等
 に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸
 付けの金額」と、同条第二項中「貸付けに係
 る契約について」とあるのは「当該保証等に係
 る求償権等に係る」と、同項第一号中「貸金業
 者」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲
 り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取
 得た保証業者及び当該保証等に係る求償権等
 に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業
 者」と、同条第三項中「貸付けに係る契約につ
 いて保証契約を締結したとき」とあるのは「当
 該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締
 結されているとき又は新たに保証契約を締結
 したとき」と、「当該保証契約」とあるのは「当
 該保証等に係る求償権等」と、「前項各号」と
 あるのは「第二十四条の四第二項の規定によ
 り読み替えられた前項各号」と、同条第四項
 中「貸付けに係る契約について保証契約を締
 結したとき」とあるのは「当該保証等に係る求
 償権等に係る保証契約が締結されているとき
 又は新たに保証契約を締結したとき」と、「第
 一項各号」とあるのは「第二十四条の四第二項

の規定により読み替えられた第一項各号」
 と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは「当
 該保証等に係る求償権等」と、第十八條第一
 項中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは
 「当該保証等に係る求償権等」と、同項第一号
 中「貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償
 権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償
 権等取得した保証業者及び当該保証等に係
 る求償権等に係る貸付けの契約を締結した貸
 金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあ
 るのは「保証等に係る求償権等の譲受年月
 日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日
 及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付け
 の契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付
 けの金額」とあるのは「当該保証等に係る求償
 権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係
 る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第
 二十條中「貸付けの契約について」とあり、
 及び「当該貸付けの契約に基づく」とあるのは
 「当該保証等に係る求償権等に係る」と、「当
 該貸付けの契約における貸付けの金額、貸付
 けの利率」とあるのは「当該保証等に係る求償
 権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係
 る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第
 二十一条中「貸金業者又は貸金業者の貸付け
 の契約に基づく債権」とあるのは「保証等に係
 る求償権等を譲り受けた者又は当該保証等
 に係る求償権等」と、「貸金業者その他の者」と
 あるのは「保証等に係る求償権等を譲り受け
 た者その他の者」と、「貸付けの契約に基づ
 く債権」とあるのは「当該保証等に係る求償
 権等」と、同条第二項中「貸金業者の商号」と
 あるのは「当該保証等に係る求償権等を譲
 り受けた者の商号」と、第二十二條中「貸付け
 の契約に基づく債権」とあり、及び「当該債権」
 とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、
 第四十二条第一項及び第二項中「金融再生委
 員会又は都道府県知事は、その登録を受けた

平成十一年十二月十三日 参議院會議録第十三号

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案

一〇

貸金業者とあるのは、都道府県知事は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所を有するもの）と、前項中「保証業者」とあるのは、保証等に係る求償権等を譲り受けた者と読み替えるものとする。

（受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制）

第二十四条の五 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等を他人に譲渡するに当たつては、その者に對し、当該受託弁済に係る求償権等が貸金業者の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生したことその他の総理府令・大蔵省令で定める事項並びにその者が当該受託弁済に係る求償権等に関する行為について第二十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第四十二條及びこの項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十七条の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、総理府令・大蔵省令で定める方法により、通知しなければならない。

2 第二十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第四十二條及び前項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については、第十七条の規定を除く。）は、受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者について準用する。この場合において、第二十七条、第十八条第一項、第二十条及び第二十二條中「貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者」と、第二十七條第一項中「貸付けに係る契約を締結したとき」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けたとき」と、

の契約」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、「その相手方」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第二項中「貸付けに係る契約について」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同条第三項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されたとき」と、同条第四項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されたとき」と、同条第五項中「貸付けに係る契約について読み替えられた第一項各号」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、第十八条第一項中「貸付けの契約に基づ

く債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十条中「貸付けの契約について」とあり、及び「当該貸付けの契約に基づく」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る」と、「当該貸付けの契約における貸付けの金額、貸付けの利率」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十一条中「貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当該受託弁済に係る求償権等」と、「貸金業者その他の者」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者その他の者」と、「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、同条第二項中「貸金業者の商号」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号」と、第二十二條中「貸付けの契約に基づく債権」とあり、及び「当該債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、第四十二條第一項及び第二項中「金融再生委員会又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は、受託弁

済に係る求償権等取得した者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所を有するもの）と、前項中「受託弁済者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者」と読み替えるものとする。

第三十六条第一号中「又は第二十四条第一項（同条第二項を）、第二十四条第一項、第二十四条の二第一項、第二十四条の三第一項、第二十四条の四第一項又は第二十四条の五第一項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項）に改め、同条第二号中「債権譲渡等をしたを」貸付けの契約に基づく債権譲渡等をしたに改め、同号イ中「が取立て制限者」の下に「（第二十四条第三項の取立て制限者をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条第四号を同条第九号とし、同条第三号を同条第八号とし、同条第二号の次に次の五号を加える。

三 保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結した場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。

イ 当該貸金業者が、当該保証契約の締結に当たりその保証業者が取立て制限者（第二十四条の二第三項の取立て制限者をいう。以下この号において同じ。）であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該保証契約の締結の後取立て制限者が当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。

ロ 当該保証契約の締結を行つた取立て制

限者又は当該保証契約の締結の後当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四条の二第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。

四 貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託した場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。

イ 当該貸金業者が、当該弁済の委託に当たりその相手方が取立て制限者(第二十四条の三第三項の取立て制限者をいう。以下この号において同じ。)であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該弁済の委託の後取立て制限者が当該受託弁済に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。

ロ 当該受託弁済に係る求償権等取得した取立て制限者又は当該受託弁済に係る求償権等の取得の後当該受託弁済に係る求償権等の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四条の三第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。

五 貸金業者からその貸付けに係る契約に基づく債権の債権譲渡等を受けた者が、当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該債権譲渡等を受けた

者が、当該債権の取立てをするに当たり、第二十一条第一項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであつて、このような行為を行わないように当該貸金業者が相当の注意を払つたことを証明できなかつたとき。

六 保証等に係る求償権等取得した保証業者が当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該保証業者が、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四条の二第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであつて、このような行為を行わないように当該貸金業者が相当の注意を払つたことを証明できなかつたとき。

七 受託弁済に係る求償権等取得した受託弁済者が当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該受託弁済者が、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四条の三第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであつて、このような行為を行わないように当該貸金業者が相当の注意を払つたことを証明できなかつたとき。

第四十三条第一項第一号中「又は第二項(第二十四条第二項を(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により第十七条第一項に規定す

る書面を交付している場合又は同条第二項から第四項まで(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項に、「第十七条第一項又は第二項に規定する」を「第十七条第二項から第四項までに規定するすべての」に改め、同条第二号中「第二十四条第二項」の下に、「第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項を加える。

第四十八条中「六月を一年に」、「百万円を「三百万円」に改め、同条第三号中「第二十四条第二項」の下に、「第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項を加え、同条に次の四号を加える。

四 第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

五 第四十一条の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した者

六 第四十二条第一項(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第四十二条第二項(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定によ

る検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第四十二条第二項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十九条中「三十万円を「百万円」に改め、同条第三号中「若しくは第二項を」から第四項まで「に改め、第二十四条第二項」の下に、「第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項を加え、同条第五号及び第六号中「第二十四条第二項」の下に、「第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項(含む)」の下に、「第二十四条の二第一項、第二十四条の三第一項、第二十四条の四第一項(同条第二項において準用する場合を含む。又は第二十四条の五第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))を加える。

第五十条中「十万円を「五十万円」に改め、同条第三号から第六号までを削る。

第五十一条第一号中「第二十四条第二項」の下に、「第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項」を加える。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正)

第二条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「四十・〇〇パーセント」を「二十九・二パーセント」に、「四十・一二三六パーセント」を「二十九・二八パーセント」に、「〇・一〇九六パーセント」を「〇・〇八パーセント」に改める。

(利息制限法の一部改正)

第三条 利息制限法(昭和二十九年法律第百号)の

一部を次のように改正する。
 第四条第一項中「二倍をこえる」を「一・四六倍を超える」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。

(資金業の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の貸金業の規制等に関する法律(以下この条において「新貸金業規制法」という。)第十七条第三項及び第四項前段の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結する保証契約について適用し、施行日前に締結した保証契約については、なお従前の例による。

2 新貸金業規制法第十七条第四項後段の規定は、施行日以後に締結する貸付けに係る契約で保証契約に係るものについて適用する。

3 新貸金業規制法第四十三条の規定は、施行日以後に締結する保証契約に基づく支払について適用し、施行日前に締結した保証契約に基づく支払については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、施行日前に締結した保証契約であつて第二項の規定により新貸金業規制法第十七条第四項後段の規定の適用があるものに基づく支払については、第一条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律(以下この項において「旧貸金業規制法」という。)第十七条第二項の規定により同項に規定する書面を交付し、かつ、新貸金業規制法第十七条第四項後段の規定により同項に規定するすべての書面(同項後段の規定に係るものに限る。)を交付している場合(以下「旧貸金業規制法第四十三条の規定を適用する」という。)

5 第一条の規定の施行前にした行為及び第一項

の規定により従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前にした利息(債務の不履行について予定される賠償額を含む。)の受領(この法律の施行前に金銭の貸付けを行う者が業としてした金銭の貸付けに係るものに限る。)に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(利息制限法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の利息制限法第四十一条第一項の規定は、この法律の施行前にされた金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定にも適用する。ただし、この法律の施行前に金銭を目的とする消費貸借がされた場合については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(質屋営業法の一部改正)

第六条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「四十・〇〇パーセント」を「二十九・二パーセント」に、「四十・一三六パーセント」を「二十九・二八パーセント」に、「〇・一〇九六パーセント」を「〇・〇八パーセント」に改める。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第八項及び第十四項中「四十・〇〇パーセント」を「二十九・二パーセント」に、「四十・一三六パーセント」を「二十九・二八パーセント」に、「〇・一〇九六パーセント」を「〇・〇八パーセント」に改める。

(見直し)

第八条 この法律による改正後の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項については、この法律の施行後三年を経過した場合において、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

審査報告書

特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律案
 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十一年十二月十日

法務委員長 風間 和
 参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
 本法は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済的再生に資するため、民事調停法の特例として特定調停の手続を定めることにより、このような債務者が負っている金銭債務に係る利害関係の調整を促進しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律案
 右の本院提出案をここに送付する。

平成十一年十二月七日

衆議院議長 伊藤 宗一郎
 参議院議長 斎藤 十朗殿

特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済的再生に資するため、民事調停法(昭和二十六年法律第二百一十二号)の特例として特定調停の手続を定めることにより、このような債務者が負っている金銭債務に係る利害関係の調整を促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定債務者」とは、金銭債務を負っている者であつて、支払不能に陥るおそれのあるもの若しくは事業の継続に支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することが困難であるもの又は債務超過に陥るおそれのある法人をいう。

2 この法律において「特定債務等の調整」とは、特定債務者及びこれに対して金銭債権を有する者その他の利害関係人の間における金銭債務の内容の変更、担保関係の変更その他の金銭債務に係る利害関係の調整であつて、当該特定債務者の経済的再生に資するためのものをいう。

3 この法律において「特定調停」とは、特定債務者が民事調停法第二条の規定により申し立てる特定債務等の調整に係る調停であつて、当該調停の申立ての際に次条第一項の規定により特定調停手続により調停を行うことを求める旨の申述があつたものをいう。

4 この法律において「関係権利者」とは、特定債務者に対して財産上の請求権を有する者及び特定債務者の財産の上に担保権を有する者をいう。

(特定調停手続)

第三条 特定債務者は、特定債務等の調整に係る調停の申立てをするときは、特定調停手続により調停を行うことを求めることができる。

2 特定調停手続により調停を行うことを求める旨の申立ては、調停の申立ての際にしなければならない。

3 前項の申立てをする申立人は、申立てと同時に(やむを得ない理由がある場合にあつては、申立ての後遅滞なく)、財産の状況を示すべき明細書その他特定債務者であることを明らかにする資料及び関係権利者の一覧表を提出しなければならない。

(移送等)

第四条 裁判所は、民事調停法第四条第一項ただし書の規定にかかわらず、その管轄に属しない特定調停に係る事件について申立てを受けた場合において、事件を処理するために適當であると認めるときは、土地管轄の規定にかかわらず、事件を他の管轄裁判所に移送し、又は自ら処理することができる。

第五条 簡易裁判所は、特定調停に係る事件がその管轄に属する場合においても、事件を処理するために相當であると認めるときは、申立てにより又は職権で、事件をその所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

(併合)

第六条 同一の申立人に係る複数の特定調停に係る事件が同一の裁判所に各別に係属するときは、これらの事件に係る調停手続は、できる限り、併合して行わなければならない。

(民事執行手続の停止)

第七条 特定調停に係る事件の係属する裁判所は、事件を特定調停によって解決することが相當であると認める場合において、特定調停の成立を不能にし若しくは著しく困難にするおそれがあるとき、又は特定調停の円滑な進行を妨げるおそれがあるときは、申立てにより、特定調停が終了するまでの間、担保を立てさせて、又は立てさせないで、特定調停の目的となつた權利に関する民事執行の手続の停止を命ずることができる。ただし、給料、賃金、賞与、退職手当及び退職年金並びにこれらの性質を有する給与に係る債権に基づく民事執行の手続については、この限りでない。

2 前項の裁判所は、同項の規定により民事執行の手続の停止を命じた場合において、必要があると認めるときは、申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、その続行を命ずることができる。

3 前二項の申立てをするには、その理由を疎明しなければならない。

4 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第七十六条、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、第一項及び第二項の担保について準用する。

(民事調停委員の指定)

第八条 裁判所は、特定調停を行う調停委員会を組織する民事調停委員として、事案の性質に応じて必要な法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者を指定するものとする。

(関係権利者の参加)

第九条 特定調停の結果について利害関係を有する関係権利者が特定調停手続に参加する場合には、民事調停法第十一条の規定にかかわらず、調停委員会の許可を受けることを要しない。

第十條 特定調停においては、当事者は、調停委員会に対し、債権又は債務の発生原因及び内容、弁済等による債権又は債務の内容の変更及び担保関係の変更等に関する事実を明らかにしなければならない。

(当事者の責務)

第十一條 特定調停をしない場合
民事調停法第十三条に規定する場合のほか、申立人が特定債務者であるとは認められないとき、又は事件が性質上特定調停をするのに適當でないと認めるときは、特定調停をしないものとして、事件を終了させることができる。

(文書等の提出)

第十二條 調停委員会は、特定調停のために特に必要があると認めるときは、当事者又は参加人に対し、事件に関係のある文書又は物件の提出を求めることができる。

(職権調査)

第十三條 調停委員会は、特定調停を行うに当たり、職権で、事実の調査及び必要であると認める証拠調べをすることができる。

(官庁等からの意見聴取)

第十四條 調停委員会は、特定調停のために必要があると認めるときは、官庁、公署その他適當であると認める者に対し、意見を求めることができる。

2 調停委員会は、法人の申立てに係る事件について特定調停をしようとするときは、当該申立人の使用人その他の従業員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、当該申立人の使用人その他の従業員の過半数で組織する労働組合がないときは当該申立人の使用人その他の従業員の過半数を代表する者の意見を求めるものとする。

第十五條 調停委員会が提示する調停案項案
調停委員会が提示する調停案項案は、当事者に対し調停案項案を提示する場合には、当該調停案項案は、特定債務者の経済的再生に資するとの観点から、公正かつ妥当で経済的合理性を有する内容のものでなければならない。

(調停案項案の書面による受諾)

第十六條 特定調停に係る事件の当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ調停委員会から提示された調停案項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が期日に出頭してその調停案項案を受諾したときは、特定調停において当事者間に合意が成立したものとみなす。

(調停委員会が定める調停案項)

第十七條 特定調停においては、調停委員会は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適當な調停案項を定めることができる。

2 前項の調停案項は、特定債務者の経済的再生に資するとの観点から、公正かつ妥当で経済的合理性を有する内容のものでなければならない。

3 第一項の申立ては、書面で行わなければならない。この場合においては、その書面に同項の調停案項に服する旨を記載しなければならない。

4 第一項の規定による調停案項の定めは、期日における告知その他相當と認める方法による告知によつてする。

5 当事者は、前項の告知前に限り、第一項の申立てを取り下げることができる。この場合においては、相手方の同意を得ることを要しない。

平成十一年十二月十三日 参議院会議録第十三号

特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律案 原子力災害対策特別措置法案

一四

6 第四項の告知が当事者双方にされたときは、特定調停において当事者間に合意が成立したものとみなす。

(特定調停の不成立)

第十八条 特定調停においては、調停委員会は、民事調停法第十四条の規定にかかわらず、特定債務者の経済的再生に資するとの観点から、当事者間に公正かつ妥当で経済的合理性を有する内容の合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が公正かつ妥当で経済的合理性を有する内容のものであるとは認められない場合において、裁判所が同法第十七条の規定をしないときは、特定調停が成立しないものとして、事件を終了させることができる。

2 民事調停法第十九条の規定は、前項の規定により事件が終了した場合について準用する。

(裁判官の特定調停への準用)

第十九条 第九条から前条までの規定は、裁判官だけで特定調停を行う場合について準用する。

(特定調停に代わる決定への準用)

第二十条 第十七条第二項の規定は、特定調停に係る事件に關し裁判所がする民事調停法第十七条の決定について準用する。

(即時抗告)

第二十一条 第四条の規定による移送の裁判、第五条の規定による裁判、第七条第一項及び第二項の規定による裁判並びに第二十四条第一項の過料の裁判に対しては、その告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。

2 第四条の規定による移送の裁判、第五条の規定による裁判及び第二十四条第一項の過料の裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(民事調停法との関係)

第二十二条 特定調停については、この法律に定

めるもののほか、民事調停法の定めるところによる。

(最高裁判所規則)

第二十三条 この法律に定めるもののほか、特定調停に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(文書等の不提出に対する制裁)

第二十四条 当事者又は参加人が正当な理由なく第十二条(第十九条において準用する場合を含む。)の規定による文書又は物件の提出の要求に応じないときは、裁判所は、十万円以下の過料に処する。

2 民事調停法第三十六条の規定は、前項の過料の裁判について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

2 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
第五号第一項中「第十九条の下に」(特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第 号)第十八条第二項(第十九条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。を加える。

別表第一の一七の項ホ中「第二十七条第八項の規定による申立て」の下に「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七條第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て」を加える。

審査報告書

原子力災害対策特別措置法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し

た。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年十二月十日

経済・産業委員長 成瀬 守重

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の原子力施設における重大な事故の発生の際に明らかとなった原子力災害に対する対策の現状にかんがみ、国、地方公共団体、原子力事業者等による原子力災害に対する対策の抜本的な強化を図るため、原子力災害の予防に關する原子力事業者の義務、原子力緊急事態宣言及びこれに伴う国の組織その他原子力災害に關する事項について特別の措置を定めようとするものであって、妥當な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法律案のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、原子力施設の安全性及び原子力防災対策の実効性を確保するため、本二法の施行に当たり、次の諸点につき、適切な措置を講ずべきである。

一 地方公共団体の防災会議が、原子力災害に關する地域防災計画の策定や関係機関との連携強化のための定期的な活動を行う場合、それらが地域の実情に即したものとなるよう、必要な支援を行うこと。

二 原子力災害時の初期における応急措置を行う市町村長の役割の重要性にかんがみ、常駐する原子力防災専門官による助言を含め、国、都道府県等の関係機関は、その支援に万全を期すこと。

と。

三 地域住民の安心と信頼が十分得られるよう、放射線等の監視経過などの確かな情報の迅速な開示に努めるとともに、情報の伝達方法及び緊急事態応急対策拠点施設の整備・充実を図ること。

四 主務大臣に対する申告制度については、虚偽の申告が意図的になされていた事実が明らかとなった場合には、適切な運用を行うこと。

五 原子力の安全規制の徹底を図るため、原子力安全委員会の独自性の強化及び事務局体制の充実を努めるとともに、臨界に達するおそれのある量の核燃料物質を使用する者は、原子力事業者として原子力災害対策特別措置法等の対象となるよう検討すること。

六 放射線被ばくによる周辺地域住民の健康については、中長期的に調査を実施し、健康被害への対応も含めて、今後の健康管理対策に万全を期すること。

七 ウラン加工施設において臨界事故が発生したこと重大性にかんがみ、原子力開発利用等の政策に係る原子力研究開発利用長期計画等を引き続き検討すること。また、太陽光発電や風力発電等の自然エネルギーの普及・促進のための施策を更に積極的に推進すること。

原子力災害対策特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年十一月二十五日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

(小字は衆議院修正)

原子力災害対策特別措置法案

原子力災害対策特別措置法

目次

第一章 総則(第一条—第六条)	第二章 原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等(第七条—第十四条)	第三章 原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等(第十五条—第二十四条)	第四章 緊急事態応急対策の実施等(第二十五条—第二十六条)	第五章 原子力災害事後対策(第二十七条—第二十九条)	第六章 雑則(第三十条—第三十二条)	第七章 罰則(第三十三条—第三十五条)	附則(第四十条—第四十二条)
-----------------	--------------------------------------	---	-------------------------------	----------------------------	--------------------	---------------------	----------------

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。以下「規制法」という。)、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 原子力災害 原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。
- 二 原子力緊急事態 原子力事業者の原子炉の

運転等(原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。)により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外(原子力事業所の外における放射性物質の運搬(以下「事業所外運搬」という。)の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外)へ放出された事態をいう。

三 原子力事業者 次に掲げる者(政令で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると主務大臣が認めて指定した者を除く。)をいう。

イ 規制法第十三条第一項の規定に基づく加工の事業の許可(承認を含む。この号において同じ。)を受けた者

ロ 規制法第二十三条第一項の規定に基づく原子炉の設置の許可(船舶に設置する原子炉についてのものを除く。)を受けた者

ハ 規制法第四十三条の四第一項の規定に基づく貯蔵の事業の許可を受けた者

ニ 規制法第四十四条第一項の規定に基づく再処理の事業の指定(承認を含む。)を受けた者(同条第三項の規定により再処理施設の設置について承認を受けた核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所を含む。)

ホ 規制法第五十一条の二第一項の規定に基づく廃棄の事業の許可を受けた者

ヘ 規制法第五十二条第一項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者(同法第五十六条の三第一項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。)

四 原子力事業所 原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

五 緊急事態応急対策 第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同

条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

六 原子力災害予防対策 原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策をいう。

七 原子力災害事後対策 第十五条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策(原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第二条第二項に規定する原子力損害を賠償することを除く。)をいう。

八 指定行政機関 災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関をいう。

九 指定地方行政機関 災害対策基本法第二条第四号に規定する指定地方行政機関をいう。

十 指定公共機関 災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関をいう。

十一 指定地方公共機関 災害対策基本法第二条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。

十二 防災計画 災害対策基本法第二条第七号に規定する防災計画及び石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画をいう。

(原子力事業者の責務)
第三条 原子力事業者は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害の発生を防止し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもつて必要な措置を講ずる責務を有する。

(国の責務)
第四条 国は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害対策本部の設置、地方公共団

体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第三条第一項の責務を遂行しなければならない。

2 指定行政機関の長(当該指定行政機関が委員会その他の合議制の機関である場合において、当該指定行政機関。第十七条第六項第三号及び第二十条第三項を除き、以下同じ。)及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による地方公共団体の原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施が円滑に行われるように、その所掌事務について、当該地方公共団体に対し、勧告し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

3 主務大臣は、この法律の規定による権限を適切に行使するほか、この法律の規定による原子力事業者の原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施が円滑に行われるように、当該原子力事業者に対し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

(地方公共団体の責務)
第五条 地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第四条第一項及び第五条第一項の責務を遂行しなければならない。

(関係機関の連携協力)
第六条 国、地方公共団体、原子力事業者並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第二章 原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等

(原子力事業者防災業務計画)

第七條 原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、主務省令で定めるところにより、当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態対応策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画を作成し、及び毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該原子力事業者防災業務計画は、災害対策基本法第二十条に規定する地域防災計画及び石油コンビナート等災害防止法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画(次項において「地域防災計画等」という。)に抵触するものであってはならない。

2 原子力事業者は、前項の規定により原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該原子力事業所の区域を管轄する都道府県知事(以下「所在都道府県知事」という。)、当該原子力事業所の区域を管轄する市町村長(以下「所在市町村長」という。及び当該原子力事業所の区域を含む市町村に隣接する市町村を包括する都道府県の都道府県知事(所在都道府県知事を除く。以下「関係隣接都道府県知事」という。))に協議しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長(その区域につき当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等(災害対策基本法第二十条第十号イ又はハに掲げるものを除く。))が作成されていることその他の政令で定める要件に該当する市町村の市町村長(所在市町村長

を除く。)をいう。以下同じ。))の意見を聴くものとする。

3 原子力事業者は、第一項の規定により原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを主務大臣に届け出るとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 主務大臣は、原子力事業者が第一項の規定に違反していると認めるとき、又は原子力事業者防災業務計画が当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないとき、又は原子力事業者に対し、原子力事業者防災業務計画の作成又は修正を命ずることができる。

(原子力防災組織)

第八條 原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、原子力防災組織を設置しなければならない。

2 原子力防災組織は、前条第一項の原子力事業者防災業務計画に従い、同項に規定する原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。

3 原子力事業者は、その原子力防災組織に、主務省令で定めるところにより、前項に規定する業務に従事する原子力防災要員を置かなければならない。

4 原子力事業者は、その原子力防災組織の原子力防災要員を置いたときは、主務省令で定めるところにより、その現況について、主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長に当該届出に係る書類の写しを送付するものとする。

5 主務大臣は、原子力事業者が第一項又は第三項の規定に違反していると認めるときは、当該原子力事業者に対し、原子力防災組織の設置又は原子力防災要員の配置を命ずることができる。

(原子力防災管理者)

第九條 原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、原子力防災管理者を選任し、原子力防災組織を統括させなければならない。

2 原子力防災管理者は、当該原子力事業所においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない。

3 原子力事業者は、当該原子力事業所における原子力災害の発生又は拡大の防止に関する業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者のうちから、副原子力防災管理者を選任し、原子力防災組織の統括について、原子力防災管理者を補佐させなければならない。

4 原子力事業者は、原子力防災管理者が当該原子力事業所内にいないときは、副原子力防災管理者に原子力防災組織を統括させなければならない。

5 原子力事業者は、第一項又は第三項の規定により原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

6 前条第四項後段の規定は、前項の届出について準用する。

7 主務大臣は、原子力事業者が第一項若しくは第三項の規定に違反していると認めるとき、又は原子力防災管理者若しくは副原子力防災管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、原子力事業者に対し、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任を命ずることができる。

(原子力防災管理者の通報義務等)
第十條 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出され

たことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、主務省令及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事(事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、主務大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長)に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

2 前項前段の規定により通報を受けた都道府県知事又は市町村長は、政令で定めるところにより、主務大臣に対し、その事態の把握のため専門的知識を有する職員を派遣を要請することができる。この場合において、主務大臣は、適任と認める職員を派遣しなければならない。

(放射線測定設備その他の必要な資機材の整備等)
第十一條 原子力事業者は、主務省令で定める基準に従つて、その原子力事業所内に前条第一項前段の規定による通報を行うために必要な放射線測定設備を設置し、及び維持しなければならない。

2 原子力事業者は、その原子力防災組織に、当該原子力防災組織がその業務を行うために必要な放射線障害防護用具、非常用通信機器その他の資材又は機材であつて主務省令で定めるもの(以下「原子力防災資機材」という。)を備え付け、随時、これを保守点検しなければならない。

3 原子力事業者は、第一項の規定により放射線測定設備を設置し、又は前項の規定により原子力防災資機材を備え付けたときは、主務省令で定めるところにより、これらの現況について、主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事に届け出なければならない。

ない。

4 第八条第四項後段の規定は、前項の届出について準用する。

5 原子力事業者は、第一項の規定により放射線測定設備を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その性能について主務大臣が行う検査を受けなければならない。

6 主務大臣は、原子力事業者が第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、当該原子力事業者に対し、放射線測定設備の設置、維持、若しくは改善又は原子力防災資機材の備え付け若しくは保守点検のために必要な措置を命ずることができる。

7 原子力事業者は、主務省令で定めるところにより、第一項の放射線測定設備により検出された放射線量の数値を記録し、及び公表しなければならない。

(緊急事態応急対策拠点施設の指定等)

第十二条 主務大臣は、原子力事業所ごとに、第二十六條第二項に規定する者による緊急事態応急対策の拠点となる施設であつて当該原子力事業所の区域をその区域に含む都道府県の区域内にあることその他主務省令で定める要件に該当するもの(以下「緊急事態応急対策拠点施設」という。)を指定するものとする。

2 主務大臣は、緊急事態応急対策拠点施設を指定し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、所在都道府県知事、所在市町村長及び当該緊急事態応急対策拠点施設の所在地を管轄する市町村長(所在市町村長を除く。)並びに当該緊急事態応急対策拠点施設に係る原子力事業者の意見を聴かなければならない。

3 第一項の指定又は指定の変更は、官報に告示してしなければならない。

4 原子力事業者は、第一項の指定があつた場合には、当該緊急事態応急対策拠点施設において第二十六條第二項に規定する者が当該原子力事業所に係る緊急事態応急対策を講ずるに際して

必要となる資料として主務省令で定めるものを主務大臣に提出しなければならない。提出した資料の内容に変更があつたときも、同様とする。

5 主務大臣は、前項の規定により提出された資料を当該緊急事態応急対策拠点施設に備え付けるものとする。

(防災訓練に関する国の計画)

第十三条 第二十八條第一項の規定により読み替へて適用される災害対策基本法第四十八條第一項の防災訓練(同項に規定する災害予防責任者が防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところによりそれぞれ行うものを除く。)は、主務大臣が主務省令で定めるところにより作成する計画に基づいて行うものとする。

2 前項の規定により作成する計画は、防災訓練の実施のための事項であつて次に掲げるものを含むものとする。

一 原子力緊急事態の想定に関すること。

二 第十条、第十五條及び第二十二條の規定の運用に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、原子力災害予防対策の実施を図るため必要な事項

(他の原子力事業所への協力)

第十四条 原子力事業者は、他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策が必要である場合には、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

第三章 原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等

(原子力緊急事態宣言等)

第十五条 主務大臣は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定に

よる指示の案を提出しなければならない。

一 第十条第一項前段の規定により主務大臣が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合

二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があつたときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示(以下「原子力緊急事態宣言」という。)をするものとする。

一 緊急事態応急対策を実施すべき区域

二 原子力緊急事態の概要

三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体(以下「居住者等」という。)に対し周知させるべき事項

内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があつたときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八條第二項の規定により読み替へて適用される災害対策基本法第六十條第一項及び第五項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

4 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急対策を実施する必要があると認めるときは、速やかに、原子力安全委員会の意見を聴いて、原子力緊急事態の解除を行う旨の公示(以下「原子力緊急事態解除宣言」という。)をするものとする。

(原子力災害対策本部の設置)

第十六条 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をしたときは、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策を推進するため、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八條の三の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に総理府に原子力災害対策本部を設置するものとする。

2 内閣総理大臣は、原子力災害対策本部を置いたときは当該原子力災害対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を、当該原子力災害対策本部が廃止されたときはその旨を、直ちに、告示しなければならない。

(原子力災害対策本部の組織)

第十七条 原子力災害対策本部の長は、原子力災害対策本部長とし、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指定する國務大臣)をもつて充てて。

2 原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 原子力災害対策本部に、原子力災害対策副本部長、原子力災害対策本部員その他の職員を置く。

4 原子力災害対策副本部長は、主務大臣(内閣総理大臣が主務大臣となる場合にあつては、科学技術庁長官)をもつて充てて。

5 原子力災害対策副本部長は、原子力災害対策本部長を助け、原子力災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。原子力災害対策副本部長が二人以上置かれていた場合には、あつては、あらかじめ原子力災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6 原子力災害対策本部員は、次に掲げる者をもつて充てて。

一 原子力災害対策本部長及び原子力災害対策副本部長以外の國務大臣のうちから 内閣総理大臣が任命する者

二 内閣危機管理監

三 政務次官又は國務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
七 原子力災害対策副本部長及び原子力災害対策本部員以外の原子力災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

八 原子力災害対策本部に、緊急事態応急対策実施区域(第十五条第二項第一号に掲げる区域(第二十條第五項の規定により当該区域が変更された場合にあつては、当該変更後の区域)をいう。以下同じ。)において当該原子力災害対策本部の定めるところにより当該原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害現地対策本部を置く。この場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百六條第六項の規定は、適用しない。

九 前条第二項の規定は、原子力災害現地対策本部について準用する。

十 前項において準用する前条第二項に規定する原子力災害現地対策本部の設置の場所は、当該原子力緊急事態に係る原子力事業所について第十二條第一項の規定により指定された緊急事態応急対策拠点施設(事業所外運搬に係る原子力緊急事態が発生した場合その他特別の事情がある場合にあつては、当該原子力緊急事態が発生した場合を勘案して原子力災害対策本部長が定める施設。第二十三條第四項において同じ。)とする。

十一 原子力災害現地対策本部に、原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員を置く。

十二 原子力災害現地対策本部長は、原子力災害対策本部長の命を受け、原子力災害現地対策本部の事務を掌理する。

十三 原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員は、原子力災害対策副本部長、原子力災害対策本部員その他の職員

のうちから、原子力災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
(原子力災害対策本部の所掌事務)
第十八條 原子力災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 緊急事態応急対策実施区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び原子力事業者の原子力防災組織が防災計画又は原子力事業者防災業務計画に基づいて実施する緊急事態応急対策の総合調整に関すること。
二 この法律の規定により原子力災害対策本部長の権限に属する事務
三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(指定行政機関の長の権限の委任)
第十九條 指定行政機関の長は、原子力災害対策本部が設置されたときは、緊急事態応急対策に必要な権限の全部又は一部を当該原子力災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

二 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。
(原子力災害対策本部長の権限)
第二十條 原子力災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における権限の行使について調整をすることができる。

二 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策の確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、主務大臣に対し、規制法第六十四條第三項の規定により必要な命令をするよう指示することができる。

三 前項の規定によるものほか、原子力災害対策

策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策の確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることが出来る。

四 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策の確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると認めるときは、防衛庁長官に対し、自衛隊法(昭和十九年法律第六十五号)第八條に規定する部隊等の派遣を要請することができる。

五 原子力災害対策本部長は、原子力緊急事態の推移に応じ、原子力安全委員会の意見を聴いて、当該原子力災害対策本部に係る原子力緊急事態宣言において公示された第十五條第二項第一号及び第三号に掲げる事項について、公示することにより変更をすることができる。

六 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策の確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、原子力安全委員会に対し、緊急事態応急対策の実施に関する技術的事項について必要な助言を求めることができる。

七 原子力災害対策本部長は、前各項の規定による権限の全部又は一部を原子力災害対策副本部長に委任することができる。

八 原子力災害対策本部長は、第一項、第三項及び第六項の規定による権限(第三項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。)の一部を原子力災害現地対策本部長に委任する

ことができる。
九 原子力災害対策本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。
(原子力災害対策本部の廃止)
第二十一條 原子力災害対策本部は、原子力緊急事態宣言に係る原子力緊急事態に關し、原子力緊急事態解除宣言があつた時に、廃止されるものとする。

(都道府県及び市町村の災害対策本部の必要的設置)
第二十二條 原子力緊急事態宣言があつたときは、当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県知事及び市町村長は、当該原子力緊急事態に關し災害対策基本法第二十三條第一項に規定する災害対策本部を設置するものとする。
(原子力災害合同対策協議会)
第二十三條 原子力緊急事態宣言があつたときは、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部は、当該原子力緊急事態に關する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

二 原子力災害合同対策協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
一 原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員
二 都道府県の災害対策本部長又は当該都道府県の災害対策本部の災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員で当該都道府県の災害対策本部員から委任を受けた者
三 市町村の災害対策本部長又は当該市町村の災害対策本部の災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員で当該市町村の災害対策本部員から委任を受けた者

三 市町村の災害対策本部長又は当該市町村の災害対策本部の災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員で当該市町村の災害対策本部員から委任を受けた者

本部員から委任を受けた者

3 原子力災害合同対策協議会は、必要と認めるときは、協議して、前項に掲げるもののほか、指定公共機関、原子力事業者その他の原子力緊急事態応急対策の実施に責任を有する者を加えることができる。

4 原子力災害合同対策協議会の設置の場所は、緊急事態応急対策拠点施設とする。

(災害対策基本法の適用除外)

第二十四条 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、当該原子力緊急事態宣言に係る原子力緊急事態については、災害対策基本法第二章第三節及び第七七条の規定は、適用しない。

第四章 緊急事態応急対策の実施等
(原子力事業者の応急措置)

第二十五条 原子力防災管理者は、その原子力事業所において第十条第一項の政令で定める事業が発生したときは、直ちに、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、当該原子力事業所の原子力防災組織に原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせなければならない。

2 前項の場合において、原子力事業者は、同項の規定による措置の概要について、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事(事業所外運搬に係る事業の発生の場合にあつては、主務大臣並びに当該事業が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に報告しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長に当該報告の内容を通知するものとする。

(緊急事態応急対策及びその実施責任)

第二十六条 緊急事態応急対策は、次の事項について行うものとする。

一 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

二 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項

三 被災者の救護、救助その他保護に関する事項

四 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項

五 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項

六 緊急輸送の確保に関する事項

七 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止を図るための措置に関する事項

2 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他の執行機関、原子力事業者その他法令の規定により緊急事態応急対策の実施の責任を有する者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、緊急事態応急対策を実施しなければならない。

3 原子力事業者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じなければならない。

第五章 原子力災害事後対策
(原子力災害事後対策及びその実施責任)

第二十七条 原子力災害事後対策は、次の事項について行うものとする。

一 緊急事態応急対策実施区域その他所要の区域(第三号において「緊急事態応急対策実施区域等」という。)における放射性物質の濃度若しくは密度又は放射線量に関する調査

二 居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置

三 放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振を防止するための、緊急事態応急対策実施区域等における放射性物質の発散の状況に関する広報

四 前三号に掲げるもののほか、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るための措置に関する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他の執行機関、原子力事業者その他法令の規定により原子力災害事後対策に責任を有する者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、原子力災害事後対策を実施しなければならない。

責任を有する者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、原子力災害事後対策を実施しなければならない。

3 原子力事業者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じなければならない。

第六章 雑則

(災害対策基本法の規定の読替え適用等)

第二十八条 原子力災害についての災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定(石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定		読み替えられる字句
第二条第二号	災害を	原子力災害(原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。以下同じ)を
	災害が	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む)が
	被害	被害(被害が生ずる蓋然性を含む。)
	被害の	原子力災害の
第二十一条	並びにその他の関係者	原子力事業者(原子力災害対策特別措置法第二条第三号に規定する原子力事業者をいう。以下同じ)並びにその他の関係者
	資料	又は主務大臣を通じて原子力安全委員会に対し、資料
第三十四条第一項	災害及び災害	原子力災害及び原子力災害
	災害の状況	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む)の状況

第四十條第二項第二号及び第四十二條第二項第一号	災害応急対策 災害予防 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達 消火、水防、救難	緊急事態応急対策 原子力災害予防対策 原子力緊急事態宣言その他原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む)に関する情報の伝達 救難
第四十六條第一項	災害予防 災害の 災害が発生した場合における災害応急対策	緊急事態応急対策 原子力災害の 原子力災害の
第四十六條第二項	災害予防	原子力災害予防対策
第四十七條第一項	災害を予測し、予報し、又は災害予防	原子力災害予防対策
第四十八條第二項	災害予防責任者 防災計画	災害予防責任者(原子力事業者を含む)。 防災計画若しくは原子力事業者防災業務計画(原子力災害対策特別措置法第七條第一項の規定による原子力事業者防災業務計画をいう。第三項において同じ。)
第四十八條第三項	災害予防責任者 防災計画及び	災害予防責任者(原子力事業者を含む)。 防災計画及び原子力事業者防災業務計画並びに
第四十八條第四項	災害予防責任者	災害予防責任者(原子力事業者を含む)。
第四十九條	災害応急対策又は災害復旧	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
第五十一條	災害に 伝達、警告	原子力災害に 原子力緊急事態宣言の伝達
第五十二條第一項	災害	原子力災害
第五十三條第一項から第四項まで	災害が	原子力災害が
第五十三條第五項	災害が	原子力災害が

第五十五條	法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は	原子力災害対策特別措置法第十五條第三項又は第二十三條第三項の規定による指示を受けたときは、
第五十六條	予想される災害の事態及びこれに對してとるべき措置 法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき	当該指示に係る措置 原子力災害対策特別措置法第十五條第三項若しくは第二十三條第三項の規定による指示を受けたとき
第六十七條第一項、第六十八條第一項、第六十八條の二第一項及び第二項並びに第六十九條	予報若しくは警報 予想される災害	指示 原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む)。 原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む)。
第七十一條第一項	災害が	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む)が
第七十三條第一項	第五十條第一項第四号から第九号まで 災害が発生した場合において、当該災害	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む)が 原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む)が
第七十四條第一項及び第七十五條	災害	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む)が
第七十八條第一項	災害	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む)が
第七十九條	第五十條第一項第四号から第九号まで 災害	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む)が 原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む)が
第八十四條第一項	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
第八十六條第一項及び第二項	災害	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む)が

2 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

111

第七十六条の三第四項	災害応急対策	緊急事態応急対策
第七十六条の三第六項	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
第七十六条の四	災害応急対策	緊急事態応急対策
第七十七条第一項及び第八十条第一項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
第七十四条	第七十六条第一項	第七十六条第一項（原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第六十六条	第六十三条第一項	第六十三条第一項（原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）以下この号において同じ。）
	同条第三項	同条第三項（原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	同条第一項	第六十三条第一項
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官

3 原子力緊急事態宣言があつた時以後における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす
る。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十四条第二項第二号	災害が発生した場合において、当該災害	原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言をいう。以下同じ。）があつた場合において、当該原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第十四条第二項第三号	災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧	原子力緊急事態宣言があつた場合において、当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策（原子力災害対策特別措置法第二条第五号に規定する緊急事態応急対策をいう。以下同じ。）及び原子力災害事後対策（同条第七号に規定する原子力災害事後対策をいう。以下同じ。）
第二十九条第一項	災害応急対策又は災害復旧	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策

第二十九條第二項	災害応急対策又は災害復旧	
	指定地方行政機関の長	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
第三十條第一項及び第二項並びに第三十三條	指定地方行政機関の職員	指定行政機関の長又は指定地方行政機関の職員
	災害応急対策又は災害復旧	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
第百九條第一項第二号	旧	緊急事態応急対策若しくは災害復旧後対策

4 原子力災害については、災害対策基本法第八十七條及び第八十八條第二項の規定は、適用しない。

5 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、当該原子力緊急事態宣言に係る原子力緊急事態に關しては、災害対策基本法第五十條、第五十四條、第五十九條及び第六十六條の規定は、適用しない。

6 緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策を実施する地方公共団体の長は、第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第二十九條第一項若しくは第二項又は第三十條第一項の規定によるもののほか、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に對し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に關する助言その他の緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策を実施するために必要な援助を求めることができる。

(原子力災害に關する研究の推進等)
第二十九條 国は、原子力の安全の確保、原子力災害の発生防止及び放射線障害の防止に關する科学的な研究及び開発を推進するとともに、その成果の普及に努めなければならない。

(原子力防災専門官)
第三十條 科学技術庁及び通商産業省に、原子力防災専門官を置く。

2 原子力防災専門官は、その担当すべき原子力事業所として科学技術庁長官又は通商産業大臣が指定した原子力事業所について、第七條第一項に規定する原子力事業者防災業務計画の作成及び第八條第一項に規定する原子力防災組織の設置その他原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に關する指導及び助言を行うほか、第十條第一項前段の規定による通報があった場合には、その状況の把握のために必要な情報の収集、増大並に確保が行つた情報の収集及び迅速に關する助言、その他原子力災害の発生又は拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行うものとする。

(報告の徴収)
第三十一條 主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係隣接都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、原子力事業者に對し、政令で定めるところにより、その業務に關し報告をさせることができる。

(立入検査)
第三十二條 主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係隣接都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、

原子力事業所に立ち入り、当該原子力事業所に係る原子力事業者の施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が原子力事業所に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(手数料)
第三十三條 第十一条第五項の規定による検査を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(主務大臣等)
第三十四條 この法律(第十條、第十五條第一項、第十七條第四項、第二十條第二項、第二十五條第二項、第三十一條、第三十二條及び第三十七條を除く)における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 第二條第三号イ、ニ、ホ及びヘに掲げる者並びに同号ロに掲げる者のうち規制法第二十三條第一項第三号及び第四号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者並びにこれらの者の原子力事業所に關する事項 内閣総理大臣

二 第二條第三号ロに掲げる者のうち規制法第二十三條第一項第一号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者及び第二條第三号ハに掲げる者並びにこれらの者の原子力事業所に關する事項 通商産業大臣

第三十條第二項及び第二十五條第二項の規定における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 前項第一号に規定する原子力事業者の原子炉の運転等に起因する原子力緊急事態その他の事象 内閣総理大臣(事業所外運搬に起因

する事象については、内閣総理大臣及び運輸大臣)

二 前項第二号に規定する原子力事業者の原子炉の運転等に起因する原子力緊急事態その他の事象 通商産業大臣(事業所外運搬に起因する事象については、内閣総理大臣、通商産業大臣及び運輸大臣)

3 第三十一條、第三十二條及び第三十七條の規定における主務大臣は、内閣総理大臣、通商産業大臣及び運輸大臣とする。

4 この法律における主務省令は、第一項各号(第十條第一項の規定に基づくものについては、第二項各号)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める主務大臣の発する命令とする。

(科学技術庁長官への委任)
第三十五條 この法律に規定する内閣総理大臣の権限(前條第一項から第三項までの主務大臣たる内閣総理大臣の権限に限る)は、科学技術庁長官に委任することができる。

(特別区についてのこの法律の適用)
第三十六條 この法律の適用については、特別区は、市とみなす。

(原子力安全委員会の見解)
第三十七條 主務大臣は、第十條第一項及び第十五條第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ原子力安全委員会の意見を聴かなければならない。

(政令への委任)
第三十八條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

(国に對する適用除外)
第三十九條 第三十三條及び次章の規定は、国に適用しない。

第七章 罰則
第四十條 第七條第四項、第八條第五項、第九條第七項又は第十一條第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円

以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七條第三項、第八條第四項前段、第九條

第五項又は第十一條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十條第一項前段の規定に違反して通報しなかつた者

三 第十一條第七項の規定に違反して放射線量の測定結果を記録せず、又は虚偽の記録をした者

四 第十二條第四項の規定に違反して資料を提出しなかつた者

五 第三十一條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第三十二條第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本條の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二條第三号ハ及び第三十四條第一項第二号(第二條第三号ハに係る部分に限る。)の規定

二 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十五号)附則第一條第一号に定める日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

二 第七條第二項、第十二條第二項、第二十八條第一項の表第二十一條の項、第三十七條並びに附則第七條、第十三條及び第十四條の規定 この法律の公布の日

三 附則第十五條の規定 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(国有財産法の一部改正)

第三條 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項に次の一号を加える。

五 地方公共団体において、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第二條第五号の緊急事態応急対策の実施の用に供するとき。

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第四條 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二條 第一項第八号中「損害補償」の下に「。原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第二十八條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」を加える。

(自衛隊法の一部改正)

第五條 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「地震防災派遣」の下に「。第八十三條の三の規定による原子力災害派遣」を加える。

第七十五條の四第一項第三号中「第八十三條

の二」の下に「若しくは第八十三條の三」を加える。

第八十三條の二の次に次の一條を加える。

(原子力災害派遣)

第八十三條の三 長官は、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第十七條

第一項に規定する原子力災害対策本部長から同法第二十條第四項の規定による要請があつた場合には、部隊等を支援するため派遣することができる。

第八十六條中「及び第八十三條の二を」、第八十三條の二及び第八十三條の三に改める。

第九十四條第一項及び第二項中「又は第八十三條の二を」、第八十三條の二又は第八十三條の三に改める。

第九十四條の二に次の一項を加える。

2 原子力災害対策特別措置法第十五條第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつた時から同法第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における前項の規定の適用については、同項中「災害対策基本法」とあるのは、「原子力災害対策特別措置法第二十八條第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法」とする。

第九十四條の二の次に次の一條を加える。

第九十四條の三 第八十三條の三の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、原子力災害対策特別措置法第二十八條第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法及びこれに基づく命令の定めるところにより、同法第五章第四節に規定する応急措置をとることができる。

(消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正)

第六條 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第一條中「第八十四條第一項の下に」(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第二十八條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。を加える。

(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第七條 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二百四十三條の次に次の一條を加える。

(原子力災害対策特別措置法の一部改正)

第二百四十三條の二 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第一條中「第八十四條第一項の下に」(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第二十八條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。を加える。

(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第七條 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二百四十三條の次に次の一條を加える。

(原子力災害対策特別措置法の一部改正)

第二百四十三條の二 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十七條第八項中「第一百五十六條第六項」を「第一百五十六條第四項」に改める。

(原子力委員会及び原子力安全委員会設置法の一部改正)

第八條 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法(昭和三十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十條の次に次の一條を加える。

(緊急事態応急対策調査委員)

第二十條の二 委員会に、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第十五條

第四項並びに第二十條第五項及び第六項の規定によりその権限に属せられた事項について調査審議させるため、政令で定める員数以内の緊急事態応急対策調査委員(以下「調査委員」という。)を置く。

2 調査委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 調査委員は、非常勤とし、その任期は、二年とする。

4 調査委員は、再任されることができる。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第九条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五号第十八号中「に限る。」の下に、「原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第七号)(同法第三十四条第一項から第三項までの主務大臣に関する部分に限る。)」を加える。

(国土庁設置法の一部改正)

第十条 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四号第二十三号中「を除く。」の下に、「及び原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第七号)(同法第三十四条第一項から第三項までの主務大臣に関する部分を除く。)」を加える。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十一条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四号第九十九号の次に次の一号を加える。

九十九の二 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第七号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

第四号第九十九号中「前二号」を「前三号」に改める。

第五号第一項第四十六号の次に次の一号を加える。

四十六の二 原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、原子力災害の防止に関し必要な命令をすること。

(消防組織法の一部改正)

第十二条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四号第二十号中「及び大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)」を、「大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)及び原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第七号)」に改める。

十一年法律第七号に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第十三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四号第三十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第七号)第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言、同条第三項に規定する緊急事態応急対策に関する事項の指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六条第一項に規定する原子力災害対策本部の設置及び運営に関すること。

(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十四条 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条」を「第三十条の二」に改める。

第四章中第三十条の次に次の一条を加える。

(原子力災害対策特別措置法の一部改正)

第三十条の二 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十三条 第六号第一項中「国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八号の二」を「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十条第二項」に、「総理府」を「内閣府」に改める。

第十七条第六号第三号中「政務次官」を「副大臣」に改める。

附則第十号第五項中「審査委員」の下に「並びに緊急事態応急対策調査委員」を、「含む。」の下に「及び第二十号の二第三項」を加える。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第十五条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九号」を「第九号の二」に改める。

第九号の二 第九号の次に次の一条を加える。

(原子力災害対策特別措置法の一部改正)

第九号の二 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「(内閣総理大臣が主務大臣となる場合にあつては、科学技術庁長官)を削る。

第三十条第一項中「科学技術庁及び通商産業省」を「文部科学省及び経済産業省」に改め、同条第二項中「科学技術庁長官又は通商産業大臣」を「文部科学大臣又は経済産業大臣」に改める。

第三十四条第一項各号を次のように改める。

一 第一条第三号イ、ハ、ニ及びホに掲げる者並びに同号ロに掲げる者のうち規制法第二十三条第一項第一号及び第四号に掲げる原子力施設の設置の許可を受けた者並びにこれらの者の原子力事業所に関する事項 経済産業大臣

二 第二条第三号ロに掲げる者のうち規制法第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子力施設の設置の許可を受けた者並びに第二条第三号へに掲げる者並びにこれらの者の原子力事業所に関する事項 文部科学大臣

第三十四条第二項第一号中「内閣総理大臣」を「経済産業大臣」に、「内閣総理大臣及び運輸大臣」を「経済産業大臣及び国土交通大臣」に、「同項第二号中「通商産業大臣」を「文部科学大臣」に、「内閣総理大臣、通商産業大臣及び運輸大臣」を「文部科学大臣及び国土交通大臣」に、「同条第三項中「内閣総理大臣、通商産業大臣及び運輸大臣」を「文部科学大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣」に改める。

第三十五条 削除

審査報告書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十一年十二月十日

経済・産業委員長 成瀬 守重

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、加工施設の重大な事故が発生したことに伴い加工事業についての保安対策の強化を図るため、加工施設の定期検査等の制度を設けるほか、加工事業その他の原子力事業における核燃料物質の取扱い等について万全を期するため、これらの事業者に対し、保安教育についての規定を含む保安規定の整備及び当該保安規定の遵守状況に関する検査の受検を義務付ける等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

平成十一年十二月十三日 参議院会議録第十三号

平成十一年十二月十三日 参議院會議録第十三号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

一三八

附帯決議

政府は、原子力施設の安全性及び原子力防災対策の実効性を確保するため、本二法の施行に当たり、次の諸点につき、適切な措置を講ずべきである。

一 地方公共団体の防災会議が、原子力災害に関する地域防災計画の策定や関係機関との連携強化のための定期的な活動を行う場合、それらが地域の実情に即したものとなるよう、必要な支援を行うこと。

二 原子力災害時の初期における応急措置を行う市町村長の役割の重要性にかんがみ、常駐する原子力防災専門官による助言を含め、国、都道府県等の関係機関は、その支援に万全を期すこと。

三 地域住民の安心と信頼が十分得られるよう、放射線等の監視経過などの確かな情報の迅速な開示に努めるとともに、情報の伝達方法及び緊急事態応急対策拠点施設の整備・充実を図ること。

四 主務大臣に対する申告制度については、虚偽の申告が意図的になされていた事実が明らかとなった場合には、適切な運用を行うこと。

五 原子力の安全規制の徹底を図るため、原子力安全委員会の独自性の強化及び事務局体制の充実に努めるとともに、臨界に達するおそれのある量の核燃料物質を使用する者は、原子力事業者として原子力災害対策特別措置法等の対象となるよう検討すること。

六 放射線被ばくによる周辺地域住民の健康については、中長期的に調査を実施し、健康被害への対応も含めて、今後の健康管理対策に万全を期すこと。

期すこと。

七 ウラン加工施設において臨界事故が発生したことの重大性にかんがみ、原子力開発利用等の政策に係る原子力研究開発利用長期計画等を引き続き検討すること。また、太陽光発電や風力発電等の自然エネルギーの普及・促進のための施策を更に積極的に推進すること。

右決議する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年十一月二十五日

参議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「保安規定」の下に「核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。」を加え、同条に次の四項を加える。

5 製錬事業者は、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、内閣総理大臣及び通商産業大臣が定期

に行う検査を受けなければならない。

6 前項の検査に当たっては、内閣総理大臣及び通商産業大臣の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて総理府令、通商産業省令で定めるものを行うことができる。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
三 関係者に対する質問
四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。

7 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十六条の三の見出しを「(使用前検査)」に改め、同条第一項中「同じ。」の下に「及び性能」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の検査においては、加工施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。

二 その性能が総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。

第十六条の四の次に次の一条を加える。
(施設定期検査)

第十六条の五 加工事業者は、総理府令で定めるところにより、加工施設のうち政令で定めるものの性能について、内閣総理大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、その加工施設の性能が総理府令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

第二十條第二項に次の一号を加える。
第十七 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第七條第四項、第八條第五項、第九條第七項又は第十一條第六項の規定による命令に違反したとき。

第二十一條の三第一項中「内閣総理大臣は、」の下に「加工施設の性能が第十六條の五第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又はを加え、」操作又は「を」操作若しくは「に」改める。

第二十二條第一項中「保安規定」の下に「(核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の二項を加える。

5 加工事業者は、総理府令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、内閣総理大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二條第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、第二十二條第五項と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第二十二條第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第二十二條第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

第二十二條の二を第二十二條の二とし、第二十二條の次に次の一條を加える。

(加工施設の解体)

第二十二條の二 加工事業者(第六十六條第一項に規定する者のうち加工事業者に係る者を含む。次項において同じ。)は、加工施設を解体しようとするときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、加工事業者に対し、加工施設の解体の方法の指定、核燃料物質による汚染の除去その他核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることが出来る。

第二十九條の見出しを「施設定期検査」に改める。

第三十三條第二項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 原子力災害対策特別措置法第七條第四項、第八條第五項、第九條第七項又は第十條第六項の規定による命令に違反したとき。

第三十七條第一項中「保安規定」の下に「(原子炉の運転に関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の二項を加える。

6 第十二條第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十七條第五項」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「主務大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「主務省令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第三十七條第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第三十七條第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

第四十三條の十一の見出しを「施設定期検査」に改める。

第四十三條の十六第二項に次の一号を加える。

十七 原子力災害対策特別措置法第七條第四項、第八條第五項、第九條第七項又は第十條第六項の規定による命令に違反したとき。

第四十三條の二十第一項中「保安規定」の下に「(核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の二項を加える。

5 再処理事業者は、総理府令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、内閣総理大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二條第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第五十條第五項」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十條第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十條第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

第五十條の三第二項中「第二十二條の二第二項」を「第二十二條の二第二項」に改める。

第五十一條の十の見出しを「施設定期検査」に改める。

第五十一條の十四第二項に次の一号を加える。

十八 原子力災害対策特別措置法第七條第四項、第八條第五項、第九條第七項又は第十條第六項の規定による命令に違反したとき。

第五十一條の十八第一項中「保安規定」の下に「(核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の二項を加える。

6 廃棄事業者は、総理府令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、内閣総理大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

7 第十二條第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第五十一條の十八第六項」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十一條の十八第七項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十一條の十八第七項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

第五十六條に次の一号を加える。

十八 原子力災害対策特別措置法第七條第四項、第八條第五項、第九條第七項又は第十條第六項の規定による命令に違反したとき。

第五十六條の三第一項中「保安規定」の下に「(核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の二項を加える。

改める。

第五十一條の十四第二項に次の一号を加える。

十八 原子力災害対策特別措置法第七條第四項、第八條第五項、第九條第七項又は第十條第六項の規定による命令に違反したとき。

第五十一條の十八第一項中「保安規定」の下に「(核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の二項を加える。

6 廃棄事業者は、総理府令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、内閣総理大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

7 第十二條第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第五十一條の十八第六項」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十一條の十八第七項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十一條の十八第七項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

第五十六條に次の一号を加える。

十八 原子力災害対策特別措置法第七條第四項、第八條第五項、第九條第七項又は第十條第六項の規定による命令に違反したとき。

第五十六條の三第一項中「保安規定」の下に「(核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の二項を加える。

5 使用者は、総理府令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、内閣総理大臣が定期に行う検査を受けなければならない。
6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第五十六條の三第五項」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十六條の三第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十六條の三第六項において準用する第六項」と読み替へるものとする。

第六十五條第一項中「及び次条を」、次条及び第六十六條の二に改める。
第六十六條の次に次の一条を加える。
(主務大臣に対する申告)
第六十六條の二 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、これらの者の従業者は、その事実を主務大臣に申告することができる。

2 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者は、前項の申告をしたことを理由として、その従業者に対して解雇その他不利益な取扱ひをしてはならない。
第六十七條の二の見出しを「(原子力施設検査官及び原子力保安検査官)」に改め、同条第一項中「原子力施設検査官」の下に「及び原子力保安検査官

官を加え、同条第二項中「、第十六條の四を」、から第十六條の五までに改め、同条第三項中「(原子力施設検査官)」の下に「及び原子力保安検査官」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 科学技術庁の原子力保安検査官は第十二條第五項、第二十二條第五項、第三十七條第五項、第五十條第五項、第五十一條の十八第六項又は第五十六條の三第五項の検査(第三十七條第五項の検査については、第二十三條第一項第三号及び第四号の原子炉に係るものに限り)に関する事務に、通商産業省の原子力保安検査官は第十二條第五項、第三十七條第五項又は第四十三條の二十第五項の検査(第三十七條第五項の検査については、第二十三條第一項第一号の原子炉に係るものに限り)に関する事務に、それぞれ従事する。
第七十一條第七項中「第二十二條第一項若しくは第三項の下に」、第二十二條の二第二項を加え、「第二十二條の二第二項を」「第二十二條の二第一項、第二十二條の二第二項」に改める。
第七十五條第一項第五号中「第十六條の四第一項若しくは第四項の下に」、第十六條の五第一項を加える。

第七十七條中「百万円を」「三百万円」に改める。
第七十八條中「五十万円を」「百万円」に改め、同条第二号の三中「第二十二條の二第一項を」「第二十二條の二第二項」に改める。
第七十八條の四を第七十八條の五とし、第七十八條の三の次に次の一条を加える。
第七十八條の五 第六十六條の二第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以

下の罰金に処する。
第七十九條中「三十万円を」「五十万円」に改め、同条第五号の次に次の一号を加える。
五の二 第二十二條の二第二項の規定による届出をしないで加工施設を解体し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者

第八十條中「二十万円を」「三十万円」に改め、同条中第一号の三を第一号の四とし、第二号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。
一の二 第十二條第六項(第二十二條第六項、第三十七條第六項、第四十三條の二十第六項、第五十條第六項、第五十一條の十八第七項又は第五十六條の三第六項において準用する場合を含む)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第八十二條第三号中「第二十二條の二第二項を」「第二十二條の二第二項」に改める。
附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第二十條第二項、第三十三條第二項、第四十六條の七第二項、第五十一條の十四第二項及び第五十六條の改正規定 原子力災害対策特別措置法平成十一年法律第 号の施行の日
二 第四十三條の十六第二項の改正規定 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十五号)附則第一条第一号に定める日又は原子力災害対策特別措置法の施行の日のいずれか遅い日
(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「旧法」という)第十二條第一項、第十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項又は第五十六條の三第一項の規定による認可を受けている保安規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までは、改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「新法」という)第十二條第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項又は第五十六條の三第一項の規定による認可を受けた保安規定とみなす。

一 平成十二年九月三十日までに新法第十二條第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項又は第五十六條の三第一項の規定による変更の認可の申請をした場合 それぞれ当該規定による認可又は認可の拒否のあった日
二 前号に掲げる場合以外の場合 平成十二年九月三十日
旧法第十六條の三第一項の規定による検査の合格は、新法第十六條の三第一項の規定による検査の合格とみなす。

る法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十五号)附則第一条第一号に定める日又は原子力災害対策特別措置法の施行の日のいずれか遅い日
(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「旧法」という)第十二條第一項、第十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項又は第五十六條の三第一項の規定による認可を受けている保安規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までは、改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「新法」という)第十二條第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項又は第五十六條の三第一項の規定による認可を受けた保安規定とみなす。

一 平成十二年九月三十日までに新法第十二條第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項又は第五十六條の三第一項の規定による変更の認可の申請をした場合 それぞれ当該規定による認可又は認可の拒否のあった日
二 前号に掲げる場合以外の場合 平成十二年九月三十日
旧法第十六條の三第一項の規定による検査の合格は、新法第十六條の三第一項の規定による検査の合格とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第十六条の第三項の規定による検査についてされている申請は、新法第十六条の第三項の規定による検査についてされた申請とみなす。

第三条 この法律の施行の日が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十号)の施行の日以後である場合には、第六十七條の二の改正規定中「第六十七條の二」とあるのは、「第六十七條の三」とする。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第四条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第九百四条のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「規制法」という。)第三章(第二十一條の六第二項及び第二十二條の七第二項を除く。)の改正規定中「第三章(の下に「第二十一條第六項」を加え、規制法第二十一條の二第一項第三号の改正規定の次に次のように加える。

第二十二條第六項中、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」とを削る。

第九百四条のうち、規制法第四章(第二十三條第一項各号列記以外の部分及び第四号、第二十六條第三項、第三十條、第三十五條第二項、第三十六條第二項、第四十一條第四項、第四十三條の二第二項並びに第四十三條の三第二項を除く。)の改正規定中「第三十六條第二項」の下に

「第三十七條第六項」を加え、規制法第三十六條の改正規定の次に次のように加える。

第三十七條第六項中「内閣総理大臣及び通商産業大臣を「経済産業大臣」に、「主務大臣」を「第二十三條第二項に規定する主務大臣」に、「総理府令、通商産業省令」を「経済産業省令」に、「主務省令」を「第二十七條第一項に規定する主務省令」に改める。

第九百四条のうち、規制法第四章の二(第四十三條の二第五項及び第四十三條の二十六第二項を除く。)の改正規定中「第四章の二(の下に「第四十三條の二十第六項」を加え、規制法第四十三條の十九の改正規定の次に次のように加える。

第四十三條の二十第六項中、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「通商産業大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「通商産業省令」とを削る。

第九百四条のうち、規制法第五章(第五十條の四第二項及び第五十一條第二項を除く。)及び第五章の二(第五十一條の二第三項、第五十一條の二十三第二項及び第五十一條の二十四第二項を除く。)の改正規定中「第五章(の下に「第五十條第六項」を、「第五十一條の二第三項」の下に「第五十一條の十八第七項」を加え、規制法第四十八條第一項第三号の改正規定の次に次のように加える。

第五十條第六項中、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」とを削る。

第九百四条のうち規制法第五十一條の十七第一項の改正規定の次に次のように加える。

第五十一條の十八第七項中、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」とを削る。

第九百四条のうち、規制法第六章(第五十七條の二第二項、第五十七條の三第二項、第五十八條の二、第五十八條の二並びに第六十條を除く。)の改正規定中「第六章(の下に「第五十六條の三第六項」を加え、規制法第五十六條第十二号の改正規定の次に次のように加える。

第五十六條の三第六項中「内閣総理大臣及び通商産業大臣を「経済産業大臣」に、「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に、「総理府令、通商産業省令」を「経済産業省令」に、「総理府令」を「文部科学省令」に改める。

第九百四条のうち規制法第六十七條の二第二項の改正規定中、「第六十六條の四」を「から第十六條の五まで」に、「加える」を加え、同条第三項中「第十二條第五項、第二十二條第五項、及び、第五十條第五項、第五十一條の十八第六項」を削り、「第四号」を「第五号」に改め、「第三十七條第五項又は第四十三條の二十第五項を「第二十一條第五項、第三十七條第五項、第四十三條の二十第五項又は第五十一條の十八第六項」に改め、「第二十三條第一項第一号」の下に「及び第四号」を加えるに改める。

投票者氏名

国家公務員等の任命に関する件「科学技術会議議員(熊谷信昭君)、公費健康被害補償不服審査会委員(浅野橋悦君及び古市圭治君)、中央更生保護審査会委員(川原富良君及び櫻井文夫君)、社会保険審査会委員(加茂紀久男君及び塚本宏君)、日本放送協会経営委員会委員(尚弘子君、中村桂子君及び堀部政男君)及び労働保険審査会委員(田村敦子君)」

賛成者氏名

阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	有馬 朗人君
井上 吉夫君	井上 裕君
石井 道子君	石渡 清元君
市川 一朗君	岩井 國臣君
岩城 光英君	岩崎 純三君
岩瀬 良三君	岩永 浩美君
上野 公成君	海老原義彦君
尾辻 秀久君	大島 慶久君
大野つや子君	太田 豊秋君
岡 利定君	岡野 裕君
加藤 紀文君	加納 時男君
狩野 安君	鹿熊 安正君
景山俊太郎君	片山虎之助君
金田 勝年君	釜本 邦茂君
鎌田 要人君	龜井 郁夫君
龜谷 博昭君	河本 英典君
木村 仁君	岸 宏一君
北岡 秀二君	久世 公堯君
久野 恒一君	国井 正幸君
倉田 寛之君	鴻池 祥肇君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君

佐藤 泰三君	清水嘉与子君	陣内 孝雄君	末広まきこ君	世耕 弘成君	田中 直紀君	竹山 裕君	谷川 秀善君	中川 義雄君	中島 真人君	仲道 俊哉君	成瀬 守重君	野沢 太三君	南野知恵子君	橋本 聖子君	服部三男雄君	日出 英輔君	保坂 三蔵君	松谷蒼一郎君	三浦 一水君	清手 顕正君	森下 博之君	森山 裕君	山内 俊夫君	山下 善彦君	依田 智治君	吉村剛太郎君	脇 雅史君	浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君	今井 澄君	海野 徹君								
齊藤 滋宣君	塩崎 恭久君	須藤良太郎君	鈴木 正孝君	田浦 直君	田村 公平君	武見 敬三君	常田 享詳君	中島 啓雄君	中原 爽君	長峯 基君	西田 吉宏君	野間 赳君	長谷川道郎君	馳 浩君	林 芳正君	平田 耕一君	真鍋 賢二君	松村 龍二君	水島 裕君	村上 正邦君	森田 次夫君	矢野 哲朗君	山崎 正昭君	山本 一太君	吉川 芳男君	若林 正俊君	足立 良平君	朝日 俊弘君	石田 美栄君	今泉 昭君	江田 五月君								
江本 孟紀君	小川 敏夫君	勝木 健司君	木俣 佳文君	久保 亘君	小林 元君	小山 峰男君	佐藤 泰介君	齋藤 勁君	笹野 貞子君	竹村 泰子君	千葉 景子君	寺崎 昭久君	直嶋 正行君	長谷川 清君	広中和歌子君	藤井 俊男君	本田 良一君	松崎 俊久君	円より子君	本岡 昭次君	柳田 稔君	吉田 之久君	薬科 満治君	魚住裕一郎君	大森 礼子君	風間 昶君	沢たまき君	高野 博師君	統 訓弘君	浜田卓二郎君	日笠 勝之君								
小川 勝也君	岡崎トミ子君	川橋 幸子君	北澤 俊美君	郡司 彰君	小宮山洋子君	奥石 東君	佐藤 雄平君	櫻井 充君	高嶋 良充君	谷林 正昭君	角田 義一君	内藤 正光君	羽田雄一郎君	平田 健二君	福山 哲郎君	堀 利和君	前川 忠夫君	松前 達郎君	峰崎 直樹君	築瀬 進君	山下八洲夫君	和田 洋子君	荒木 清寛君	海野 義孝君	加藤 修一君	木庭健太郎君	白浜 一良君	但馬 久美君	鶴岡 洋君	浜四津敏子君	弘友 和夫君								
福本 潤一君	松 あきら君	山下 栄一君	渡辺 孝男君	井上 美代君	市田 忠義君	緒方 靖夫君	笠井 亮君	小泉 親司君	立木 洋君	西山登紀子君	畑野 君枝君	林 紀子君	宮本 岳志君	吉岡 吉典君	大淵 絹子君	梶原 敬義君	清水 澄子君	照屋 寛徳君	福島 瑞穂君	三重野栄子君	阿曾田 清君	入澤 肇君	田村 秀昭君	月原 茂昭君	戸田 邦司君	星野 朋市君	奥村 展三君	菅川 健二君	堂本 暁子君	水野 誠二君	石井 一二君								
益田 洋介君	森本 晃司君	山本 保君	阿部 幸代君	池田 幹幸君	岩佐 恵美君	大沢 辰美君	小池 晃君	須藤美也子君	富樫 練三君	橋本 敦君	八田ひろ子君	筆坂 秀世君	山下 芳生君	吉川 春子君	大脇 雅子君	日下部禮代子君	谷本 巍君	田 英夫君	淵上 貞雄君	山本 正和君	泉 信也君	扇 千景君	高橋 令則君	鶴保 庸介君	平野 貞夫君	渡辺 秀央君	椎名 素夫君	田名部匡省君	松岡満壽男君	山崎 力君	佐藤 道夫君								
島袋 宗康君	菅野 久光君	松田 岩夫君	西川きよし君	中村 敦夫君	〇名	国家公務員等の任命に関する件「公安審査委員会委員(山岸一平君)、運輸審議会委員(村田恒君)、電波監理審議会委員(常盤文克君)、日本放送協会経営委員会委員(櫻井孝顕君)及び労働保険審査会委員(加藤輝雄君)」											賛成者氏名											反対者氏名											
阿南 一成君	青木 幹雄君	井上 吉夫君	石井 道子君	市川 一朗君	岩城 光英君	岩瀬 良三君	上野 公成君	尾辻 秀久君	大野つや子君	岡 利定君	加藤 紀文君	狩野 安君	景山俊太郎君	金田 勝年君	鎌田 要人君	龜谷 博昭君	木村 仁君	北岡 秀二君	久野 恒一君	阿部 正俊君	有馬 朗人君	井上 裕君	石渡 清元君	岩井 國臣君	岩崎 純三君	岩永 浩美君	海老原義彦君	大島 慶久君	太田 豊秋君	岡野 裕君	加納 時男君	鹿熊 安正君	片山虎之助君	釜本 邦茂君	龜井 郁夫君	河本 英典君	岸 宏一君	久世 公堯君	国井 正幸君

倉田	寛之君	鴻池	祥肇君	今井	澄君	今泉	昭君	浜田卓二郎君	須藤美也子君
佐々木	知子君	佐藤	昭郎君	海野	徹君	江田	五月君	日笠勝之君	富樫練三君
佐藤	泰三君	齊藤	滋宣君	江本	孟紀君	小川	勝也君	福本潤一君	橋本敦君
清水嘉与子君		塩崎	恭久君	小川	敏夫君	岡崎トミ子君		松あきら君	八田ひろ子君
陣内	孝雄君	須藤良太郎君		勝木	健司君	川橋	幸子君	山下栄一君	筆坂秀世君
末広まきこ君		鈴木	正孝君	木俣	佳文君	北澤	俊美君	渡辺孝男君	大瀨絹子君
世耕弘成君		田浦	直君	久保	巨君	郡司	彰君	大脇雅子君	梶原敬義君
田中直紀君		田村	公平君	小林	元君	小宮山洋子君		日下部徳代子君	清水澄子君
竹山裕君		武見	敬三君	小山	峰男君	奥石	東君	谷本	照屋寛徳君
谷川秀善君		常田	享詳君	佐藤	泰介君	佐藤	雄平君	田	英夫君
中川義雄君		中島	啓雄君	齋藤	勲君	櫻井	充君	洲上	貞雄君
中島眞人君		中原	爽君	笹野	貞子君	高嶋	良充君	山本	正和君
仲道俊哉君		長峯	基君	竹村	泰子君	谷林	正昭君	泉	信也君
成瀬守重君		西田	吉宏君	千葉	景子君	角田	義一君	扇	千景君
野沢太三君		野間	起君	寺崎	昭久君	内藤	正光君	高橋	令則君
南野知恵子君		長谷川道郎君		直嶋	正行君	羽田雄一郎君		鶴保	庸介君
橋本聖子君		馳	浩君	長谷川	清君	平田	健二君	平野	貞夫君
服部三男雄君		林	芳正君	広中和歌子君		福田	哲郎君	渡辺	秀央君
日出英輔君		平田	耕一君	藤井	俊男君	堀	利和君	椎名	素夫君
保坂三蔵君		真鍋	賢二君	本田	良一君	前川	忠天君	田名部匡省君	
松谷蒼一郎君		松村	龍二君	松崎	俊久君	松前	達郎君	松岡満壽男君	
三浦一水君		水島	裕君	円より子君		峰崎	直樹君	山崎	力君
溝手顯正君		村上	正邦君	本岡	昭次君	篠瀬	進君	佐藤	道夫君
森下博之君		森田	次夫君	柳田	稔君	山下八洲夫君		西川きよし君	
森山裕君		矢野	哲朗君	吉田	之久君	和田	洋子君	中村	敦夫君
山内俊夫君		山崎	正昭君	薬科	満治君	荒木	清寛君		
山下善彦君		山本	一太君	魚住裕一郎君		海野	義孝君		
依田智治君		吉川	芳男君	大森	礼子君	加藤	修一君	阿部	幸代君
吉村剛太郎君		若林	正俊君	風間	昶君	木庭健太郎君		池田	幹幸君
脇雅史君		足立	良平君	沢たまき君		白浜	一良君	岩佐	惠美君
浅尾慶一郎君		朝日	俊弘君	高野	博師君	但馬	久美君	大沢	辰美君
伊藤基隆君		石田	美栄君	統訓弘君		鶴岡	洋君	小池	晃君

反対者氏名
二三名
阿部 幸代君 井上 美代君
池田 幹幸君 市田 忠義君
岩佐 惠美君 緒方 靖夫君
大沢 辰美君 笠井 亮君
小池 晃君 小泉 親司君

日程第一 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
阿南 一成君 阿部 正俊君
有馬 朗人君 井上 吉夫君
井上 裕君 石井 道子君
石渡 清元君 市川 一朗君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩崎 純三君 岩瀬 良三君
岩永 浩美君 上野 公成君
海老原義彦君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大野つや子君
太田 豊秋君 岡 利定君
岡野 裕君 加藤 紀文君
加納 時男君 狩野 安君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君
片山虎之助君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君
龜井 郁夫君 亀谷 博昭君
河本 英典君 木村 仁君
岸 宏一君 北岡 秀二君
久世 公堯君 久野 恒一君
国井 正幸君 倉田 寛之君
鴻池 祥肇君 佐々木知子君

佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	風間 昶君	木庭健太郎君	北澤 俊美君	久保 亘君	梶原 敬義君	日下部禮代子君
齊藤 滋宣君	清水嘉与子君	沢 たまき君	白浜 一良君	郡司 彰君	小林 元君	清水 澄子君	谷本 巍君
塩崎 恭久君	陣内 孝雄君	高野 博師君	但馬 久美君	小宮山洋子君	小山 峰男君	照屋 寛徳君	田 英夫君
須藤良太郎君	末広まきこ君	統 訓弘君	鶴岡 洋君	興石 東君	佐藤 泰介君	福島 瑞穂君	洲上 貞雄君
鈴木 政二君	鈴木 正孝君	浜田卓一郎君	浜四津敏子君	齋藤 勲君	櫻井 充君	三重野栄子君	山本 正和君
世耕 弘成君	田浦 直君	日笠 勝之君	弘友 和夫君	笹野 貞子君	高嶋 良充君	島袋 宗康君	菅野 久光君
田中 直紀君	田村 公平君	福本 潤一君	益田 洋介君	竹村 泰子君	谷林 正昭君	中村 敦夫君	
竹山 裕君	武見 敬三君	松 あきら君	森本 晃司君	千葉 景子君	角田 義一君		
谷川 秀善君	常田 享詳君	山下 栄一君	山本 保君	寺崎 昭久君	内藤 正光君		
中川 義雄君	中島 啓雄君	渡辺 孝男君	阿曾田 清君	直嶋 正行君	羽田雄一郎君		
中島 眞人君	中曾根弘文君	泉 信也君	入澤 肇君	長谷川 清君	平田 健二君		
中原 爽君	仲道 俊哉君	扇 千景君	田村 秀昭君	広中和歌子君	福田 哲郎君		
長峯 基君	成瀬 守重君	高橋 令則君	月原 茂皓君	藤井 俊男君	堀 利和君		
西田 吉宏君	野沢 太三君	鶴保 庸介君	戸田 邦司君	本田 良一君	前川 忠夫君		
野間 勉君	南野知恵子君	平野 貞夫君	星野 朋市君	松崎 俊久君	松前 達郎君		
長谷川道郎君	橋本 聖子君	渡辺 秀央君	奥村 展三君	円 より子君	峰崎 直樹君		
馳 浩君	服部三男雄君	椎名 素夫君	菅川 健二君	本岡 昭次君	篠瀬 進君		
林 芳正君	日出 英輔君	田名部匡省君	堂本 曉子君	柳田 稔君	山下八洲夫君		
平田 耕一君	保坂 三蔵君	松岡満壽男君	水野 誠一君	吉田 之久君	和田 洋子君		
真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君	山崎 力君	石井 一二君	薬科 満治君	阿部 幸代君		
松村 龍二君	三浦 一水君	佐藤 道夫君	西川きよし君	井上 美代君	池田 幹幸君		
水島 裕君	溝手 顕正君	松田 岩夫君		市田 忠義君	岩佐 恵美君		
村上 正邦君	森下 博之君			緒方 靖夫君	大沢 辰美君		
森田 次夫君	森山 裕君			笠井 亮君	小池 晃君		
矢野 哲朗君	山内 俊夫君	足立 良平君	浅尾慶一郎君	小泉 親司君	須藤美也子君		
山崎 正昭君	山下 善彦君	朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	立木 洋君	富樫 練三君		
山本 一太君	依田 智治君	石田 美栄君	今井 澄君	西山登紀子君	橋本 敦君		
吉川 芳男君	吉村剛太郎君	今泉 昭君	海野 徹君	畑野 君枝君	八田ひろ子君		
若林 正俊君	脇 雅史君	江田 五月君	江本 孟紀君	林 紀子君	筆坂 秀世君		
佐藤 雄平君	荒木 清寛君	小川 勝也君	小川 敏夫君	宮本 岳志君	山下 芳生君		
魚住裕一郎君	海野 義孝君	岡崎トミ子君	勝木 健司君	吉岡 吉典君	吉川 春子君		
大森 礼子君	加藤 修一君	川橋 幸子君	木俣 佳文君	大淵 絹子君	大脇 雅子君		

反対者氏名

九三名

日程第二 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

二七名

阿南 一成君	阿部 正俊君	井上 吉夫君	石井 道子君	市川 一朗君	岩城 光英君	岩瀬 良三君	上野 公成君	尾辻 秀久君	岡 利定君	加藤 紀文君	狩野 安君	景山俊太郎君	金田 勝年君	鎌田 要人君	亀谷 博昭君	木村 仁君	北岡 秀二君	久野 恒一君	倉田 寛之君	佐々木知子君
有馬 朗人君	井上 吉夫君	石井 道子君	市川 一朗君	岩城 光英君	岩瀬 良三君	上野 公成君	尾辻 秀久君	岡 利定君	加藤 紀文君	狩野 安君	景山俊太郎君	金田 勝年君	鎌田 要人君	亀谷 博昭君	木村 仁君	北岡 秀二君	久野 恒一君	倉田 寛之君	佐々木知子君	
阿南 一成君	阿部 正俊君	井上 吉夫君	石井 道子君	市川 一朗君	岩城 光英君	岩瀬 良三君	上野 公成君	尾辻 秀久君	岡 利定君	加藤 紀文君	狩野 安君	景山俊太郎君	金田 勝年君	鎌田 要人君	亀谷 博昭君	木村 仁君	北岡 秀二君	久野 恒一君	倉田 寛之君	佐々木知子君

平成十一年十二月十三日 参議院會議録第十三号 投票者氏名

佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	今泉 昭君	海野 徹君	浜四津敏子君	日笠 勝之君	富樫 練三君	西山登紀子君
齊藤 滋宣君	清水嘉与子君	江田 五月君	江本 孟紀君	弘友 和夫君	福本 潤一君	橋本 敦君	畑野 君枝君
塩崎 恭久君	陣内 孝雄君	小川 勝也君	小川 敏夫君	益田 洋介君	松 ありき君	八田ひろ子君	林 紀子君
須藤良太郎君	末広まきこ君	岡崎トミ子君	勝木 健司君	森本 晃司君	山下 栄二君	筆坂 秀世君	宮本 岳志君
鈴木 政二君	鈴木 正孝君	川橋 幸子君	木俣 佳文君	山本 保君	渡辺 孝男君	山下 芳生君	吉岡 吉典君
世耕 弘成君	田浦 直君	北澤 俊美君	久保 亘君	大淵 絹子君	大脇 雅子君	吉川 春子君	佐藤 道夫君
田中 直紀君	田村 公平君	郡司 彰君	小林 元君	小川 峰男君	日下部徳代子君		
竹山 裕君	武見 敬三君	小宮山洋子君	小山 峰男君	佐藤 泰介君	谷本 巍君		
谷川 秀善君	常田 享詳君	奥石 東君	齋藤 勁君	照屋 寛徳君	田 英夫君		
中川 義雄君	中島 啓雄君	佐藤 雄平君	齋藤 勁君	福島 瑞穂君	淵上 貞雄君		
中島 眞人君	中曾根弘文君	櫻井 充君	笹野 貞子君	三重野栄子君	山本 正和君		
中原 爽君	仲道 俊哉君	高嶋 良充君	竹村 泰子君	阿曾田 清君	泉 信也君		
長峯 基君	成瀬 守重君	谷林 正昭君	千葉 景子君	入澤 肇君	扇 千景君		
西田 吉宏君	野沢 太三君	角田 義一君	寺崎 昭久君	田村 秀昭君	高橋 令則君		
野間 越君	南野知恵子君	内藤 正光君	直嶋 正行君	月原 茂昭君	鶴保 庸介君		
長谷川道郎君	橋本 聖子君	羽田雄一郎君	長谷川 清君	戸田 邦司君	平野 貞夫君		
馳 浩君	服部三男雄君	平田 健二君	広中和歌子君	星野 朋市君	渡辺 秀央君		
林 芳正君	日出 英輔君	福山 哲郎君	藤井 俊男君	奥村 展三君	菅川 健二君		
平田 耕一君	保坂 三蔵君	堀 利和君	本田 良一君	田名部匡省君	堂本 曉子君		
真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君	前川 忠夫君	松崎 俊久君	松岡満壽男君	水野 誠一君		
松村 龍二君	三浦 一水君	松前 達郎君	円 より子君	山崎 力君	石井 一二君		
水島 裕君	清手 顕正君	峰崎 直樹君	本岡 昭次君	島袋 宗康君	西川きよし君		
村上 正邦君	森下 博之君	篠瀬 進君	柳田 稔君	菅野 久光君	中村 敦夫君		
森田 次夫君	森山 裕君	山下八洲夫君	吉田 久之君	松田 岩夫君			
矢野 哲朗君	山内 俊夫君	和田 洋子君	薬料 満治君				
山崎 正昭君	山下 善彦君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君				
山本 一太君	依田 智治君	海野 義孝君	大森 礼子君				
吉川 芳男君	吉村剛太郎君	加藤 修一君	風間 昶君				
若林 正俊君	脇 雅史君	木庭健太郎君	沢 たまき君				
足立 良平君	浅尾慶一郎君	白浜 一良君	高野 博師君				
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	但馬 久美君	統 訓弘君				
石田 美栄君	金井 澄君	鶴岡 洋君	浜田卓二郎君				

反対者氏名

阿部 幸代君
池田 幹幸君
岩佐 恵美君
大沢 辰美君
小池 晃君
須藤美也子君
井上 美代君
市田 忠義君
緒方 靖夫君
笠井 亮君
小泉 親司君
立木 洋君

二四名

日程第三 特定債務等の調整の促進のための特定
調停に関する法律案(衆議院提出)
賛成者氏名

阿南 一成君
有馬 朗人君
井上 裕君
石渡 清元君
岩井 國臣君
岩崎 純三君
岩永 浩美君
海老原義彦君
大島 慶久君
太田 豊秋君
岡野 裕君
加納 時男君
鹿熊 安正君
片山虎之助君
釜本 邦茂君
龜井 郁夫君
河本 英典君
岸 宏二君
久世 公堯君
国井 正幸君
小山 孝雄君
佐々木知子君
阿部 正俊君
井上 吉夫君
石井 道子君
市川 一朗君
岩城 光英君
岩瀬 良三君
上野 公成君
尾辻 秀久君
大野つや子君
岡 利定君
加藤 紀文君
狩野 安君
景山俊太郎君
金田 勝年君
鎌田 要人君
龜谷 博昭君
木村 仁君
北岡 秀二君
久野 恒一君
倉田 寛之君
鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君

二四三名

富樫 練三君
橋本 敦君
八田ひろ子君
筆坂 秀世君
山下 芳生君
吉川 春子君
西山登紀子君
畑野 君枝君
林 紀子君
宮本 岳志君
吉岡 吉典君
佐藤 道夫君

佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君	海野 徹君	江田 五月君	日笠 勝之君	弘友 和夫君	石井 一二君	佐藤 道夫君
清水嘉与子君	塩崎 恭久君	江本 孟紀君	小川 勝也君	福本 潤一君	益田 洋介君	島袋 宗康君	西川きよし君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君	小川 敏夫君	岡崎トミ子君	松 あきら君	森本 晃司君	曾野 久光君	中村 敦夫君
末広まきこ君	鈴木 政二君	勝木 健司君	川橋 幸子君	山下 栄一君	山本 保君	松田 岩夫君	
鈴木 正孝君	世耕 弘成君	木俣 佳文君	北澤 俊美君	渡辺 孝男君	阿部 幸代君		
田浦 直君	田中 直紀君	久保 亘君	郡司 彰君	井上 美代君	池田 幹幸君		
田村 公平君	竹山 裕君	小林 元君	小宮山洋子君	市田 忠義君	岩佐 恵美君		
武見 敬三君	谷川 秀善君	小山 峰男君	奥石 東君	緒方 靖夫君	大沢 辰美君		
常田 享詳君	中川 義雄君	佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	笠井 亮君	小池 晃君		
中島 啓雄君	中島 眞人君	齋藤 勲君	櫻井 充君	小泉 親司君	須藤美也子君		
中曾根弘文君	中原 爽君	笹野 貞子君	高嶋 良充君	立木 洋君	富樫 練三君		
仲道 俊哉君	長峯 基君	竹村 泰子君	谷林 正昭君	西山登紀子君	橋本 敦君		
成瀬 守重君	西田 吉宏君	千葉 景子君	角田 義一君	畑野 君枝君	八田ひろ子君		
野沢 太三君	野間 起君	寺崎 昭久君	内藤 正光君	林 紀子君	筆坂 秀世君		
南野知恵子君	長谷川道郎君	直嶋 正行君	羽田雄一郎君	宮本 岳志君	山下 芳生君		
橋本 聖子君	馳 浩君	長谷川 清君	平田 健二君	吉岡 吉典君	吉川 春子君		
服部三男雄君	林 芳正君	広中和歌子君	福山 哲郎君	大淵 絹子君	大脇 雅子君		
日出 英輔君	平田 耕二君	藤井 俊男君	堀 利和君	梶原 敬義君	日下部徳代子君		
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	本田 良一君	前川 忠夫君	清水 澄子君	谷本 巍君		
松谷蒼一郎君	松村 龍二君	松崎 俊久君	松前 達郎君	福島 瑞穂君	田 英夫君		
三浦 一水君	水島 裕君	円より子君	篠瀬 進君	三重野栄子君	山本 正和君		
溝手 顯正君	村上 正邦君	柳田 稔君	山下八洲夫君	阿曾田 清君	泉 信也君		
森下 博之君	森田 次夫君	吉田 之久君	和田 洋子君	入澤 肇君	扇 千景君		
森山 裕君	矢野 哲朗君	薬科 満治君	荒木 清寛君	田村 秀昭君	高橋 令則君		
山内 俊夫君	山崎 正昭君	魚住裕一郎君	海野 義孝君	月原 茂昭君	鶴保 庸介君		
山下 善彦君	山本 一太君	大森 礼子君	加藤 修一君	戸田 邦司君	平野 貞夫君		
依田 智治君	吉川 芳男君	風間 昶君	木庭健太郎君	星野 朋市君	渡辺 秀央君		
吉村剛太郎君	若林 正俊君	沢 たまき君	白浜 一良君	奥村 展三君	椎名 素夫君		
脇 雅史君	足立 良平君	高野 博師君	但馬 久美君	曾川 健二君	田名部匡省君		
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	統 訓弘君	鶴岡 洋君	堂本 暁子君	松岡満壽男君		
伊藤 基隆君	石田 美栄君	浜田卓二郎君	浜四津敏子君	水野 誠一君	山崎 力君		
今井 澄君	今泉 昭君						

海野 徹君	江田 五月君	日笠 勝之君	弘友 和夫君	石井 一二君	佐藤 道夫君
江本 孟紀君	小川 勝也君	福本 潤一君	益田 洋介君	島袋 宗康君	西川きよし君
小川 敏夫君	岡崎トミ子君	松 あきら君	森本 晃司君	曾野 久光君	中村 敦夫君
勝木 健司君	川橋 幸子君	山下 栄一君	山本 保君	松田 岩夫君	
木俣 佳文君	北澤 俊美君	渡辺 孝男君	阿部 幸代君		
久保 亘君	郡司 彰君	井上 美代君	池田 幹幸君		
小林 元君	小宮山洋子君	市田 忠義君	岩佐 恵美君		
小山 峰男君	奥石 東君	緒方 靖夫君	大沢 辰美君		
佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	笠井 亮君	小池 晃君		
齋藤 勲君	櫻井 充君	小泉 親司君	須藤美也子君		
笹野 貞子君	高嶋 良充君	立木 洋君	富樫 練三君		
竹村 泰子君	谷林 正昭君	西山登紀子君	橋本 敦君		
千葉 景子君	角田 義一君	畑野 君枝君	八田ひろ子君		
寺崎 昭久君	内藤 正光君	林 紀子君	筆坂 秀世君		
直嶋 正行君	羽田雄一郎君	宮本 岳志君	山下 芳生君		
長谷川 清君	平田 健二君	吉岡 吉典君	吉川 春子君		
広中和歌子君	福山 哲郎君	大淵 絹子君	大脇 雅子君		
藤井 俊男君	堀 利和君	梶原 敬義君	日下部徳代子君		
本田 良一君	前川 忠夫君	清水 澄子君	谷本 巍君		
松崎 俊久君	松前 達郎君	福島 瑞穂君	田 英夫君		
円より子君	篠瀬 進君	三重野栄子君	山本 正和君		
柳田 稔君	山下八洲夫君	阿曾田 清君	泉 信也君		
吉田 之久君	和田 洋子君	入澤 肇君	扇 千景君		
薬科 満治君	荒木 清寛君	田村 秀昭君	高橋 令則君		
魚住裕一郎君	海野 義孝君	月原 茂昭君	鶴保 庸介君		
大森 礼子君	加藤 修一君	戸田 邦司君	平野 貞夫君		
風間 昶君	木庭健太郎君	星野 朋市君	渡辺 秀央君		
沢 たまき君	白浜 一良君	奥村 展三君	椎名 素夫君		
高野 博師君	但馬 久美君	曾川 健二君	田名部匡省君		
統 訓弘君	鶴岡 洋君	堂本 暁子君	松岡満壽男君		
浜田卓二郎君	浜四津敏子君	水野 誠一君	山崎 力君		

反対者氏名	賛成者氏名
石井 一二君	阿南 一成君
島袋 宗康君	有馬 朗人君
曾野 久光君	井上 裕君
松田 岩夫君	石渡 清元君
	岩井 國臣君
	岩崎 純三君
	岩永 浩美君
	海老原義彦君
	大島 慶久君
	太田 豊秋君
	岡野 裕君
	加納 時男君
	鹿熊 安正君
	片山虎之助君
	釜本 邦彦君
	亀井 郁夫君
	河本 英典君
	岸 宏一君
	久世 公義君
佐藤 道夫君	阿部 正俊君
西川きよし君	井上 吉夫君
中村 敦夫君	石井 道子君
	市川 一朗君
	岩城 光英君
	岩瀬 良三君
	上野 公成君
	尾辻 秀久君
	大野つや子君
	岡 利定君
	加藤 紀文君
	狩野 安君
	景山俊太郎君
	金田 勝年君
	鎌田 要人君
	龜谷 博昭君
	木村 仁君
	北岡 秀二君
	久野 恒一君

日程第四 原子力災害対策特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第五 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二三九名

反対者氏名

〇名

国井 正幸君	倉田 寛之君	伊藤 基隆君	石田 美栄君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君	今井 澄君	今泉 昭君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君	海野 徹君	江田 五月君
佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君	江本 孟紀君	小川 勝也君
清水嘉与子君	塩崎 恭久君	小川 敏夫君	岡崎トミ子君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君	勝木 健司君	川橋 幸子君
末広まきこ君	鈴木 政二君	木保 佳文君	北澤 俊美君
鈴木 正孝君	世耕 弘成君	久保 巨君	郡司 彰君
田浦 直君	田中 直紀君	小林 元君	小宮山洋子君
田村 公平君	竹山 裕君	小山 峰男君	奥石 東君
武見 敬三君	谷川 秀善君	佐藤 泰介君	佐藤 雄平君
常田 享詳君	中川 義雄君	齋藤 勲君	櫻井 充君
中島 啓雄君	中島 眞人君	笹野 貞子君	高嶋 良充君
中原 爽君	仲道 俊哉君	竹村 泰子君	谷林 正昭君
長峯 基君	成瀬 守重君	千葉 景子君	角田 義一君
西田 吉宏君	野沢 太三君	寺崎 昭久君	内藤 正光君
野間 起君	南野知恵子君	直嶋 正行君	羽田雄一郎君
長谷川道郎君	橋本 聖子君	長谷川 清君	平田 健二君
馳 浩君	服部三男雄君	広中和歌子君	福山 哲郎君
林 芳正君	日出 英輔君	藤井 俊男君	堀 利和君
平田 耕一君	保坂 三蔵君	本田 良一君	前川 忠夫君
真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君	松崎 俊久君	松前 達郎君
松村 龍二君	三浦 一水君	円より子君	峰崎 直樹君
水島 裕君	溝手 顯正君	本岡 昭次君	築瀬 進君
森下 博之君	森田 次夫君	柳田 稔君	山下八洲夫君
森山 裕君	矢野 哲朗君	吉田 之久君	和田 洋子君
山内 俊夫君	山崎 正昭君	藁科 満治君	荒木 清寛君
山下 善彦君	山本 一太君	魚住裕一郎君	海野 義孝君
依田 智治君	吉川 芳男君	大森 礼子君	加藤 修一君
吉村剛太郎君	若林 正俊君	風間 昶君	木庭健太郎君
脇 雅史君	足立 良平君	沢 たまき君	白浜 一良君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	高野 博師君	但馬 久美君

伊藤 基隆君	石田 美栄君	統 訓弘君	鶴岡 洋君
今井 澄君	今泉 昭君	浜田卓二郎君	浜四津敏子君
海野 徹君	江田 五月君	日笠 勝之君	弘友 和夫君
江本 孟紀君	小川 勝也君	福本 潤一君	益田 洋介君
小川 敏夫君	岡崎トミ子君	松 あきこ君	森本 晃司君
勝木 健司君	川橋 幸子君	山下 栄一君	山本 保君
木保 佳文君	北澤 俊美君	渡辺 孝男君	阿部 幸代君
久保 巨君	郡司 彰君	井上 美代君	池田 幹幸君
小林 元君	小宮山洋子君	市田 忠義君	岩佐 恵美君
小山 峰男君	奥石 東君	緒方 靖夫君	大沢 辰美君
佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	笠井 亮君	小池 晃君
齋藤 勲君	櫻井 充君	小泉 親司君	須藤美也子君
笹野 貞子君	高嶋 良充君	立木 洋君	富樫 練三君
竹村 泰子君	谷林 正昭君	西山登紀子君	橋本 敦君
千葉 景子君	角田 義一君	畑野 君枝君	八田ひろ子君
寺崎 昭久君	内藤 正光君	林 紀子君	筆坂 秀世君
直嶋 正行君	羽田雄一郎君	宮本 岳志君	山下 芳生君
長谷川 清君	平田 健二君	吉岡 吉典君	吉川 春子君
広中和歌子君	福山 哲郎君	大淵 絹子君	大脇 雅子君
藤井 俊男君	堀 利和君	梶原 敬義君	旦下部代子君
本田 良一君	前川 忠夫君	清水 澄子君	谷本 巍君
松崎 俊久君	松前 達郎君	照屋 寛徳君	田 英夫君
円より子君	峰崎 直樹君	福島 瑞穂君	洲上 貞雄君
本岡 昭次君	築瀬 進君	三重野栄子君	山本 正和君
柳田 稔君	山下八洲夫君	阿曾田 清君	泉 信也君
吉田 之久君	和田 洋子君	入澤 肇君	扇 千景君
藁科 満治君	荒木 清寛君	田村 秀昭君	高橋 令則君
魚住裕一郎君	海野 義孝君	月原 茂晴君	鶴保 庸介君
大森 礼子君	加藤 修一君	戸田 邦司君	平野 貞夫君
風間 昶君	木庭健太郎君	星野 朋市君	渡辺 秀央君
沢 たまき君	白浜 一良君	奥村 展三君	皆川 健二君
高野 博師君	但馬 久美君	堂本 暁子君	松岡満壽男君

我が国の持続可能な森林経営実現に関する質問主意書

近年、国民の森林に対する要請がこれまでになく多様化しており、また、国際的にも「持続可能な森林経営」の推進に向けた取組がなされている。森林整備及び木材の有効利用の推進は、間近に迫った二十一世紀に向けて、環境と調和した「循環型社会」の基盤を構築するという意味において必要不可欠である。

我が国は、先進国中有数の森林率を誇っている。我が国が戦後の急激な人口増加、右肩上りの経済成長を遂げる中においても国土の三分の二の森林率を確保してきたのは、森林の保全と造成に取り組んだ先人達の努力によるところが大きい。しかしながら、これまで我が国の森林を守り育

反対者氏名

水野 誠一君 山崎 力君
石井 一二君 佐藤 道夫君
島袋 宗康君 西川きよし君
菅野 久光君 中村 敦夫君
松田 岩夫君

○名

我が国の持続可能な森林経営実現に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年十一月四日 海野 義孝

参議院議長 斎藤 十朗殿

てきた林業と、木材の加工・流通を通じ資源の循環利用に寄与してきた木材産業は、木材価格の低迷や従事者の減少・高齢化等により厳しい状況に置かれている。

このまま推移すれば、森林の整備が滞り、国民が求めている国土の保全や水資源の確保、教育・文化・保健休養の場の提供等、森林が有する多様な機能の発揮、森林整備を担っている山村社会の健全な発展及び「持続可能な森林経営」、「循環型社会」の実現に支障が生じることが懸念される。

これらの状況に適切に対処し、健全な森林を次代に引き継ぐため、そして循環型社会の基盤確立のために今こそ森林・林業・木材産業政策を抜本的に見直し、新たな基本政策を確立すべきとの立場から、以下、質問する。

一、去る七月九日、森林・林業・木材産業基本政策検討会の報告を受けて、政府は、森林法と林業基本法の抜本的な見直しに着手し、二〇〇一年の国会に新法案を提出するという方針を示した。

今後の検討に際し、我が国が目指すべき、循環型社会における基盤構築の担い手としての林業及び木材産業の位置付けを明示すべきと考えるが政府の見解を示されたい。

二、現在の我が国の木材自給率が二〇％を割り込む水準まで低下していることに鑑み、今後、政府が森林・林業・木材産業の基本計画を定め、木材自給率の目標設定を明示すべきであると考え、政府の見解を示されたい。

また、低下を続ける木材自給率への歯止めになる方策を検討すべきと考え、政府の見解を示されたい。

三、近年、人工林を中心に、再造林が行われていない伐採跡地等、手入れの行き届かない森林の発生が問題となっている。このような山林の荒廃は、保水力の低下を招き、土砂崩れや河川の増水被害等の災害を大きくし、また、「持続可能な森林経営」の推進に重大な支障を来すおそれもある。こうした山林の荒廃の現状を政府はどう把握しているのか。また、その解消のためにどのような施策を講ずべきと考えるか政府の見解を示されたい。

四、従来の林政において、生産政策、構造政策等、多岐にわたる施策を講じてきたものの、林業及び木材産業は依然として厳しい状況に置かれており、これらの政策は十分に効果を発揮してきたとは言い難い。

今後、林業の生産性の向上に必要な施策を積極的に推進することはもとより、木材の新規用途の研究開発及びその成果の普及の強化等を通じ木材の高品質化や加工・流通の合理化等を促進し、林業及び木材産業の振興を図っていくべきと考えるが政府の見解を示されたい。

また、林業労働力確保のためには、福利・厚生や新規採用者の研修の充実が必要となっているが、これらの充実に対する政府の方策について明らかにされたい。なお、労災保険や研修に要する負担が事業者の経営を圧迫する状況も見られるが、労災保険料率の引下げ等事業者の負担軽減についてどのように考えるか政府の見解を示されたい。

五、木材価格の低迷等により、一〇〇〇五〇〇ヘクタール層の森林を有する林家において

も、林業所得が全産業勤め先平均収入を大きく下回っている等、厳しい経営状況に置かれている。林業振興のためには、林地取得等による経営規模の拡大、林道等路網の整備、機械化の促進等、条件整備が必要であるが、厳しい経営環境により、林業経営者の投資意欲が削がれており、その結果、造林、育林、間伐等が滞り、山の荒廃にもつながっている。

こうした状況を踏まえ、林業関係融資について、利子補給、償還期限及び据置期間の延長等の措置を講ずるべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

また、過去の高金利時期に借り入れた制度資金の利払いが大きな負担となっており、経営が危機に陥っている林業経営体が多くなっていることから、既存の借入金の低利の融資への借換え措置等を講ずるべきと考えるが政府の見解を示されたい。

六、八月十三日に取りまとめられた中山間地域等直接支払制度検討会の報告を受けて、平成二十二年から中山間地域等直接支払制度が創設されることになっている。同制度は、農業生産条件の不利を補正し、中山間地域等の多面的機能を確保することをその目的としており、特定農山村法、山村振興法等の地域振興八法の指定地域のうち、傾斜等により生産条件が不利で、耕作放棄地の発生が懸念の大きい農用地区域内の一団の農地において集落協定又は個別協定に基づき、五年以上継続される農業生産活動等を行う者に対して平地地域との生産状況の格差の範囲内で直接支払いを実施することとしている。

林野庁の代替法による試算によれば、森林は、平成三年価格で三九兆二〇〇〇億円の公益的機能を発揮している。このような農地に劣らない公益的機能を果たしている森林の保全のために活動を行う者に対して直接支払いを実施することについての政府の見解を明らかにされたい。

七、森林・林業の持続的発展のためには、育成に超長期を必要とする森林を円滑に承継していく必要があるが、その際、相続税の負担が大きな問題となっている。政府では相続税の最高税率の引下げ等について検討を行うとのことである。山林の相続税制については、森林の有する多面的機能に着目して、例えば、立木育成過程において繰り返し相続税が課税されることのないよう、伐採適期に達する以前の立木に対する課税の繰延べ制度の創設、相続税も森林として維持される森林について林業経営の収支性に対応した額で立木、林地を評価する等、森林経営の収益能力を超えた過重な課税とならないよう、林業資産の相続税評価額的大幅控除等について抜本的に検討を加える必要があると考えるが政府の見解を示されたい。

八、森林の果たす多様な機能は、流域住民のみならず広く国民全体に及んでいる。森林の持つ環境保全上の役割を積極的に評価し、こうした機能に対する国民の社会的な負担という観点から、森林整備等のために必要な財政支援を国が責任をもって措置すべきであると考え、政府の見解を示されたい。

その際、森林保全に大きな役割を果たして

いる地方自治体に対して、森林交付税制度や水源税といった森林整備に活用できる税財源を導入することについて政府の見解を示されたい。

また、近年、水道料金に水源林整備への支出金として一定割合を上乗せする事例等、上下流の地方自治体が協力した森林整備への取組がみられるが、上流の山村と下流の都市部の協力による、森林の保全・整備の推進に対する政府の見解を明らかにされたい。

九、森林バイオマスは、化石燃料に代わる再生可能なエネルギーとして、地球温暖化の防止に大きく寄与するため、伐採くずや製材くず等の木質廃棄物を有効利用することが極めて重要であると考えられる。

しかるに、我が国では、木質廃棄物の多くがそのまま埋設あるいは焼却処理されており、十分にリサイクルされていないのが現状である。こうした現状を踏まえ、廃棄物を含めた木質資源の有効活用のためにどのような具体的施策を講ずるべきと考えるか明らかにされたい。

また、温暖化ガスの効率的な削減に向け、カーボンサイクルに配慮した森林施策の促進及びバイオマスエネルギーの開発に対し、どのような支援を行っていく方針か、政府の見解を示されたい。

平成十一年十二月十日

内閣総理大臣 小淵 恵三

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員海野義孝君提出我が国の持続可能な森林経営実現に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員海野義孝君提出我が国の持続可能な森林経営実現に関する質問に対する答弁書

一について

森林は、再生可能な資源であり、木材の供給、国土の保全、水資源のかん養、二酸化炭素の吸収・固定等の機能を通じて、持続的発展が可能な循環型社会を実現する上で重要な役割を果たしている。

このため、健全な森林の整備とそのために不可欠な林業及び木材産業の活性化は極めて重要であると考えており、現在、このような観点も踏まえ、森林・林業・木材産業に関する基本政策の見直しを行っているところである。

二について

木材の自給率については、木材に対する需要の変化、世界の木材需給の見直し、国内の森林資源の状況等を踏まえつつ、現在進めている森林・林業・木材産業に関する基本政策の見直しの中で、その在り方につき検討してまいりたい。

また、林業及び木材産業の体質強化等を通じて、国民のニーズに対応した木材の供給に努めてまいりたい。

三について

木材価格の低迷等により、全国的にみて健全な森林の育成に不可欠な間伐が十分に実施されていないなど森林の整備は十分とはいえない状況にある。

このため、緊急の課題である間伐の推進に重点を置きつつ、森林整備事業計画(平成九年十二月十九日閣議決定。以下同じ。)及び治山事業七箇年計画(平成十年一月三十日閣議決定。以下同じ。)の着実な実施等を通じて、適切な森林の整備に努めてまいりたい。

四について

木材の高品質化、加工・流通の合理化等を図るため、高次加工施設の整備、高能率の機械設備の導入等を推進するとともに、木材の特質を生かした新たな分野への利用を図るための技術開発等の施策を講じているところであり、今後ともその充実を努めてまいりたい。

林業労働力の確保のため、林業労働者の福利厚生施設の設置に対する助成、新規就業者等に対する研修の実施への助成等を行っており、また、労災保険率の引下げに必要な労働災害の減少に向け、高性能林業機械の導入、安全衛生指導員の養成、巡回指導等の安全対策を図るための措置を講じているところであり、今後ともその充実を努めてまいりたい。

五について

林業関係の制度資金については、これまでも林業経営を取り巻く状況の変化を踏まえて貸付条件の改定等を行ってきたところであり、今後とも必要な措置を講じてまいりたい。

また、既貸付造林資金について、長伐期林業又は複層林施策への転換を図る場合には、償還期間、据置期間等の見直しを行うことができる資金制度の活用を推進しているところである。

六について

森林の保全に取り組む者に対して直接支払を行うことについては、造林、間伐等の林業生産

活動に対しては個人を対象に森林の公益的機能に着目した助成措置が既に講じられていること等から、森林・林業の実態、既存施策との関係等を十分に踏まえて、その必要性も含め、総合的な観点から検討していく必要があると考えている。

七について

山林に対する相続税については、財産の適正な評価を行うとともに、立木の特殊性を考慮して、従来から課税面及び納付面において特段の配慮を行っているところである。

すなわち、課税面では、立木の評価額を算定するに当たり、立木の伐採の実態、立木価格の動向等を踏まえて適正に評価した価額からその十五パーセントに相当する額を減額する措置を講じているところである。

また、納付面では、例えば、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)に基づく特定森林施策計画が定められている区域内に存する立木に係る相続税については、延納期間を最長四十年とするともに延納の利子税率を低利とし、かつ、同計画による伐採の時期及び材積に応じた分納税額による納付ができることとする特例を既に講じているところである。

八について

我が国の国土の七割を占める森林は、国民生活にとって重要な国土の保全、水資源のかん養等の多面的な機能を有していることから、森林整備事業計画及び治山事業七箇年計画の着実な実施により、これらの機能の発揮に必要な森林の整備を推進してまいりたい。

また、森林整備に対しては、各種補助事業、地方交付税等による措置が講じられていること

るであり、新たな税財源の導入については、その必要性や合理性について慎重な検討が必要であると考へてゐる。

さらに、河川の上下流域の地方公共団体の協力による森林整備への取組については、分収林制度等を活用した事例が各地で見られるが、これらは都市住民の参加による森林づくりを進める上で重要な意義を有しており、今後とも推進してまいりたい。

九について

木材産業から排出される木質廃棄物については、パルプ・チップ、木炭、家畜敷料、堆肥等への再利用が図られているが、今後とも、木材資源の有効利用と廃棄物の減量化を進める見地から、木質廃棄物の再利用の一層の推進に努めてまいりたい。

また、温室効果ガスの削減を図るため、荒地等における植林、保育・間伐的確な実施等により健全で活力ある森林の整備の推進に努めるとともに、技術研究組合等による木質バイオマスエネルギー利用技術の開発等を推進してまいりたい。

全国自治体ゴミ焼却炉発注をめぐる独占禁止法違反に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年十一月九日

中村 敦夫

参議院議長 斎藤 十朗殿

全国自治体ゴミ焼却炉発注をめぐる独占禁止法違反に関する質問主意書

全国的ゴミ焼却炉の入札談合事件で、公正取引委員会は、日立造船、三菱重工、NKK、タクマ、川崎重工工業のメーカー五社に対し、一九九四年四月から九八年九月までの間、独占禁止法違反の談合が繰り返されていたとして、本年八月十三日に排除勧告を行った。

この排除勧告に対して、メーカー五社は勧告を受け入れず、審判が十月二十七日から開始された。

自治体のゴミ焼却炉をめぐる独占禁止法違反事件に関しては、公正取引の原則という観点からばかりでなく、国庫補助金を支出する公共事業という観点からの検証とそれに基づく措置を講ずるべきであると考えます。

以上の観点から、次の事項について質問する。なお、同様の文言が並ぶ場合でも各項目ごとに答弁していただきたい。

一、財団法人廃棄物研究財団に対し、公正取引委員会が資料提出を九九年春に求めた。この資料提出の結果及び公正取引委員会の今後の対応について示されたい。また、同財団を所管する厚生省の対応についても併せて示されたい。

二、社団法人日本環境衛生工業会に対し、公正取引委員会が立入検査を九八年九月に行った。この検査結果及び公正取引委員会の今後の対応について示されたい。また、同社団を所管する厚生省の対応についても併せて示されたい。

三、公正取引委員会の調査について

1 「五社」(「環境会」(「環境α会」と呼ばれる談合組織の実態について明らかにされたい。)

2 調査に当たって、自治体関係者の関与につ

いてはどのような調査を行ったのか。その結果と併せて明らかにされたい。

右質問する。

平成十一年十二月十日

内閣総理大臣 小淵 恵三

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員中村敦夫君提出全国自治体ゴミ焼却炉発注をめぐる独占禁止法違反に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中村敦夫君提出全国自治体ゴミ焼却炉発注をめぐる独占禁止法違反に関する質問に対する答弁書

一について

公正取引委員会は、地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ式燃焼装置を採用する全連続燃焼式及び準連続燃焼式、ごみ焼却施設の建設工事について、日立造船株式会社、日本鋼管株式会社、株式会社タクマ、三菱重工工業株式会社及び川崎重工工業株式会社(以下「五社」という。)が、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた事実が認められたことから、本年八月十三日、五社に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)第三条の規定に違反するものとして、独占禁止法第四十八条第二項の規定に基づき、勧告を行ったところ、五社はいずれも当該勧告を承諾しなかったことから、同年九月八日に審判開始決定を行い、現在、審判が行われているところである。

本件に関して、公正取引委員会が財団法人環境

棄物研究財団に対して資料提出を求めた事実はない。

なお、厚生省においては、引き続き、財団法人環境研究財団に対する適正な監督に努めてまいりたい。

二について

本件に関して、公正取引委員会は、御指摘のとおり社団法人日本環境衛生工業会に対し立入検査を行った。本年八月十三日に五社に対し、一について述べたとおり、独占禁止法第三条の規定に違反するものとして勧告を行ったが、社団法人日本環境衛生工業会については、何らの措置を採っていない。

なお、厚生省においては、引き続き、社団法人日本環境衛生工業会に対する適正な監督に努めてまいりたい。

三の1について

一について述べたとおり、本件については、現在、審判が行われているところであり、御指摘の談合組織の実態については、今後の審判における審査官の主張及び立証活動に支障を生じるおそれがあること等から答弁を差し控えたい。

三の2について

一について述べたとおり、本件については、現在、審判が行われているところであり、御指摘の自治体関係者の関与についての調査の内容及びその結果については、今後の審判における審査官の主張及び立証活動に支障を生じるおそれがあること等から答弁を差し控えたい。

国土調査法に基づく地籍調査において新たに土地の表示の登記をすべき土地を発見した際の当該土地の所有者の認定方法に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年十一月十五日

参議院議長 斎藤 十朗殿

山下八洲夫

国土調査法に基づく地籍調査において新たに土地の表示の登記をすべき土地を発見した際の当該土地の所有者の認定方法に関する質問主意書

国土調査法に基づいて地方公共団体が行う地籍調査において、新たに土地の表示の登記をすべき土地を発見した場合、当該土地の所有者の調査・認定は実際にどのような資料に基づき、どのように行われているかを明らかにするため、以下質問する。

一、国土調査法に基づいて地方公共団体が行う地籍調査は、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成すること(同法二条五項)とされており、また、同法三条二項にいう総理府令である地籍調査作業規程(昭和三十一年十月二十四日総理府令第七十一号)の三十四条には、「新たに土地の表示の登記をすべき土地を発見した場合には、仮地番を定め、かつ、当該土地の所有者及び地目並びに土地の表示の登記をすべき土地となつた年月日を調査して調査図素図に記録することと

もに、当該土地について新たに地籍調査票を作成するものとする」と規定されている。

そこで、新たに土地の表示の登記をすべき土地を発見した場合の、当該土地の所有者の調査・認定は実際にどのような資料に基づき、どのように行われるのかという点について、政府はどのように把握しているのか示されたい。

二、右調査・認定において、当該土地が、明治初めにおける地租改正事業の際に、地所名称区別に関する明治七年十一月七日太政官布告第二百十号に基づく官民有区分において民有地に編入されたか、若しくは国有土地森林原野下戻法(明治三十二年法律第九十九号)による下戻処分を受けたか否かをも調査対象事項とするのか明らかにされたい。

仮に調査事項とするなら、その調査は実際にどのような資料に基づき、どのように行われるのかという点について、政府はどのように把握しているのか示されたい。

右質問する。

平成十一年十二月十日

内閣総理大臣 小淵 恵三

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員山下八洲夫提出国土調査法に基づく地籍調査において新たに土地の表示の登記をすべき土地を発見した際の当該土地の所有者の認定方法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山下八洲夫提出国土調査法に基づく地籍調査において新たに土地の表示

の登記をすべき土地を発見した際の当該土地の所有者の認定方法に関する質問に対する答弁書

一について

新たに土地の表示の登記をすべき土地を発見した場合の当該土地の所有者の調査に当たっては、地籍調査を行う者は、土地の利用状況、固定資産税の納付状況等から関係者を把握し、これらの者に対し、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十一条の規定に基づく竣工認可書、官公署の証明書その他所有権の取得を推認できる資料の提出を求め、これらの資料を踏まえ個々の事情に応じて総合的に判断することが一般的であると承知している。

二について

新たに土地の表示の登記をすべき土地について、明治七年太政官布告第二百十号に基づく官民有区分において民有地に編入されたことを証する資料又は国有土地森林原野下戻法(明治三十二年法律第九十九号)による下戻処分を受けたことを証する資料が提出された場合には、地籍調査を行う者は、これらの資料も調査対象とし、個々の事情に応じて総合的に判断することが一般的であると承知している。

平成十一年十二月十三日 参議院会議録第十三号

四〇

明治三十五年二月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五—八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 一三〇円 (本体)